

看護師の特定行為研修の概要について



厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室

2018年9月改訂

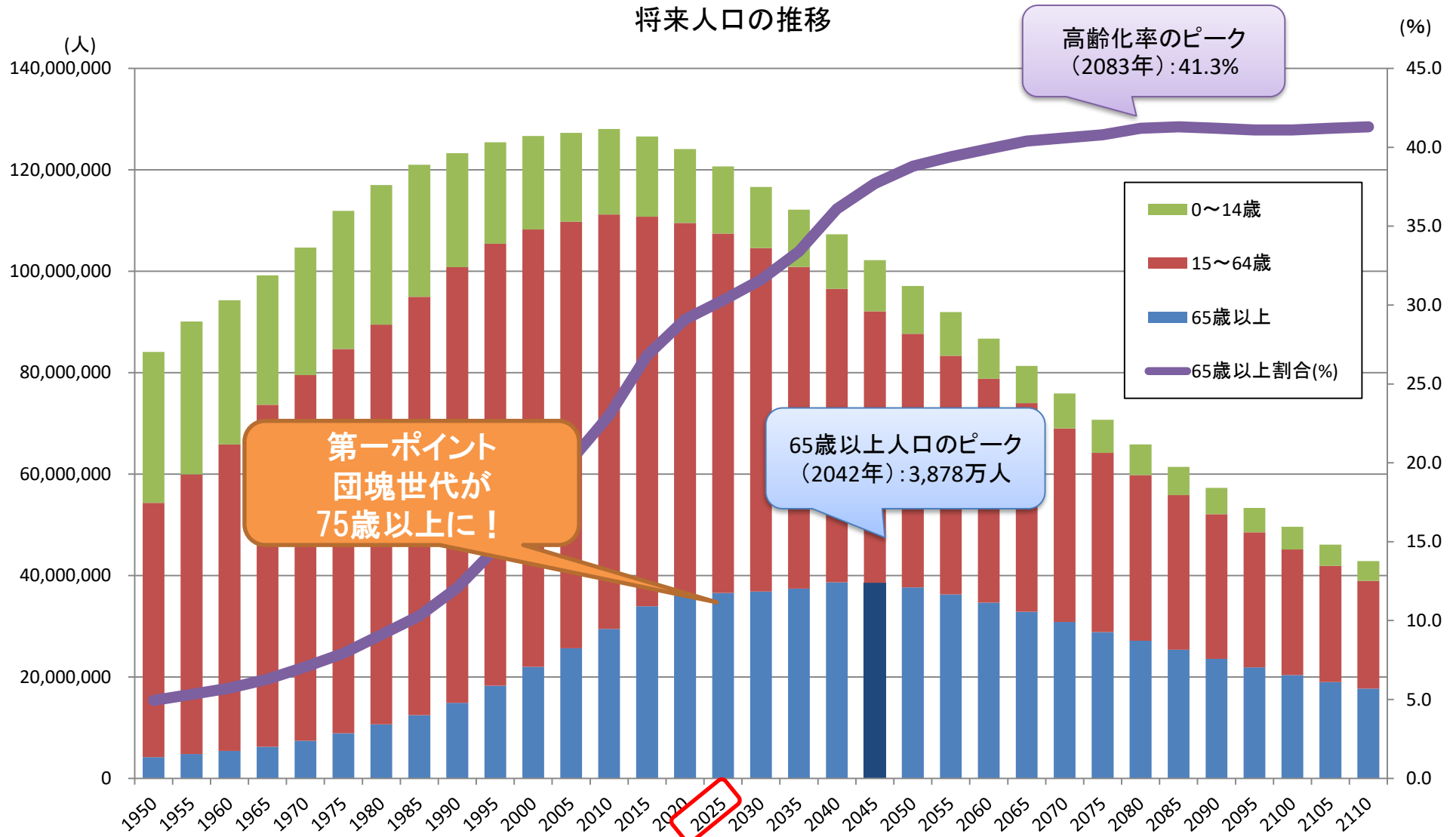
目次

1. 2025年に向けた医療提供体制の改革	3
2. 特定行為に係る看護師の研修制度の概要	10
① 特定行為及び特定行為区分	15
② 手順書	17
③ 特定行為研修	20
④ 指定研修機関	32
⑤ 留意事項	35
3. 特定行為研修制度に係る現状等	37
参考資料	47

1. 2025年に向けた医療提供体制の 改革

少子高齢“多死”社会の到来

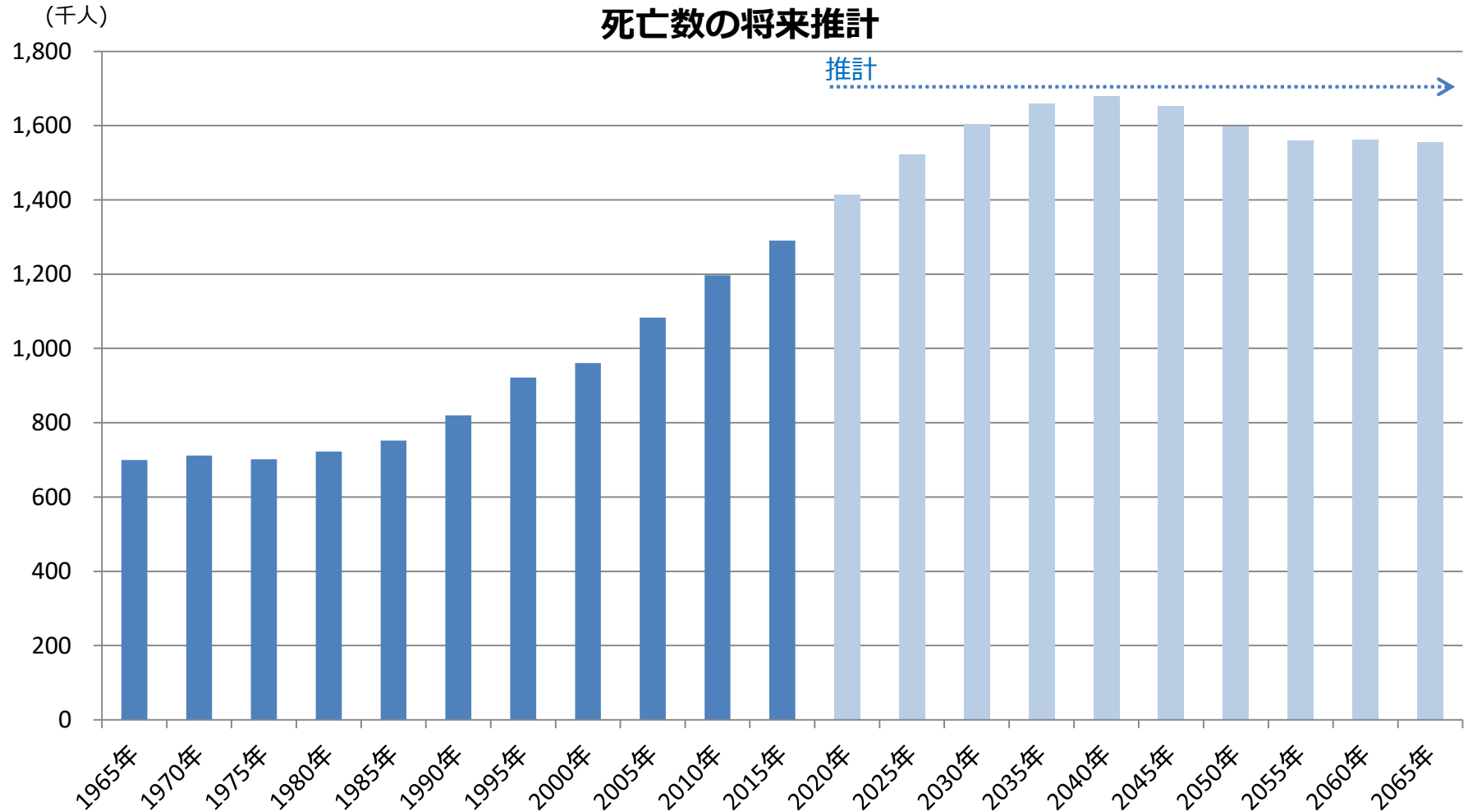
○ 日本の人口は人口減少局面を迎えており、2060年に総人口は9,000万人を割り込み、高齢化率は40%近くになる。



各年10月1日現在人口。平成22(2010)年までは、総務省統計局『平成22年国勢調査による基準人口』(国籍・年齢「不詳人口」をあん分補正した人口)による。2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計) 出生中位(死亡中位)推計」を基に日本看護協会にて作成

死亡数の将来推計

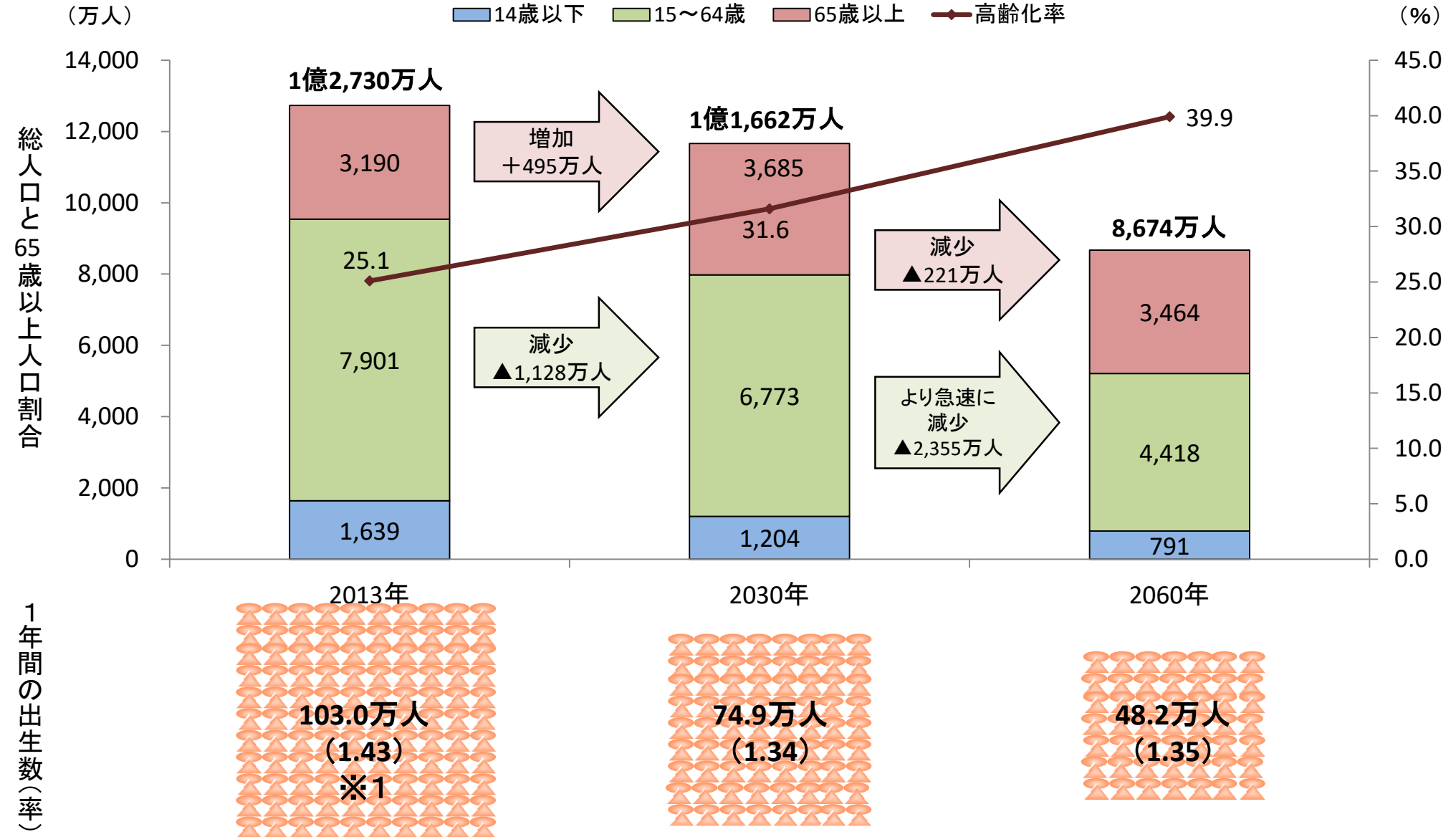
○ 今後も、年間の死亡数は増加傾向を示すことが予想され、最も年間死亡数の多い2040年と2015年では約39万人/年の差が推計されている。



出典：2015年以前は厚生労働省「人口動態統計」による出生数及び死亡数（いずれも日本人）

2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

今後の人口構造の急速な変化



(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口) 厚生労働省「人口動態統計」

※1 出典: 2013(平成25)年人口動態統計

2025年に向けた医療提供体制の改革

2025年：団塊の世代が75歳以上 《国民の3人に1人が65歳以上・5人に1人が75歳以上》

〔高齢化の進展に伴う変化〕

- ・ 慢性疾患、複数の疾病を抱える患者が増える
- ・ 手術だけでなく、その後のリハビリも必要となる患者が増える
- ・ 自宅で暮らしながら医療を受ける患者が増える



医療介護総合確保推進法による改革の主な内容

〔地域における質の高い医療の確保、質の高い医療を確保するための基盤の整備〕

- ・ 医療機関の医療機能の分化・連携、在宅医療の充実
- ・ 医師・看護師等の確保対策、医療機関の勤務環境改善、チーム医療の推進
- ・ 医療事故調査の仕組みの創設 等



改革の方向性

- ① 高度急性期から在宅医療まで、患者の状態に応じた適切な医療を、地域において効果的かつ効率的に提供する体制を整備し、
- ② 患者ができるだけ早く社会に復帰し、地域で継続して生活を送れるようにする

チーム医療の推進

医療の高度化・複雑化が進む中で、質が高く安全な医療を提供するため、「チーム医療」を推進し、各医療従事者が高い専門性を発揮しつつ、業務を分担しながら互いに連携することにより、患者の状態に応じた適切な医療を提供していきます。

医療従事者の業務の範囲及び業務の実施体制の見直し

特定行為を行う看護師の研修制度の創設

- ・ 診療の補助のうち一定の行為を「特定行為」として明確化
- ・ 医師・歯科医師が作成する手順書により特定行為を行う看護師の研修制度を創設

診療放射線技師の業務範囲の見直し

- ・ 放射線の照射等に関連する行為（造影剤の血管内投与等）を業務範囲に追加
- ・ 病院又は診療所以外の場所で、健康診断として胸部X線撮影を行う場合には、医師・歯科医師の立会いを不要とする

臨床検査技師の業務範囲の見直し

- ・ 検査のための検体採取（鼻腔拭い液による検体採取等）を業務範囲に追加

歯科衛生士の業務実施体制の見直し

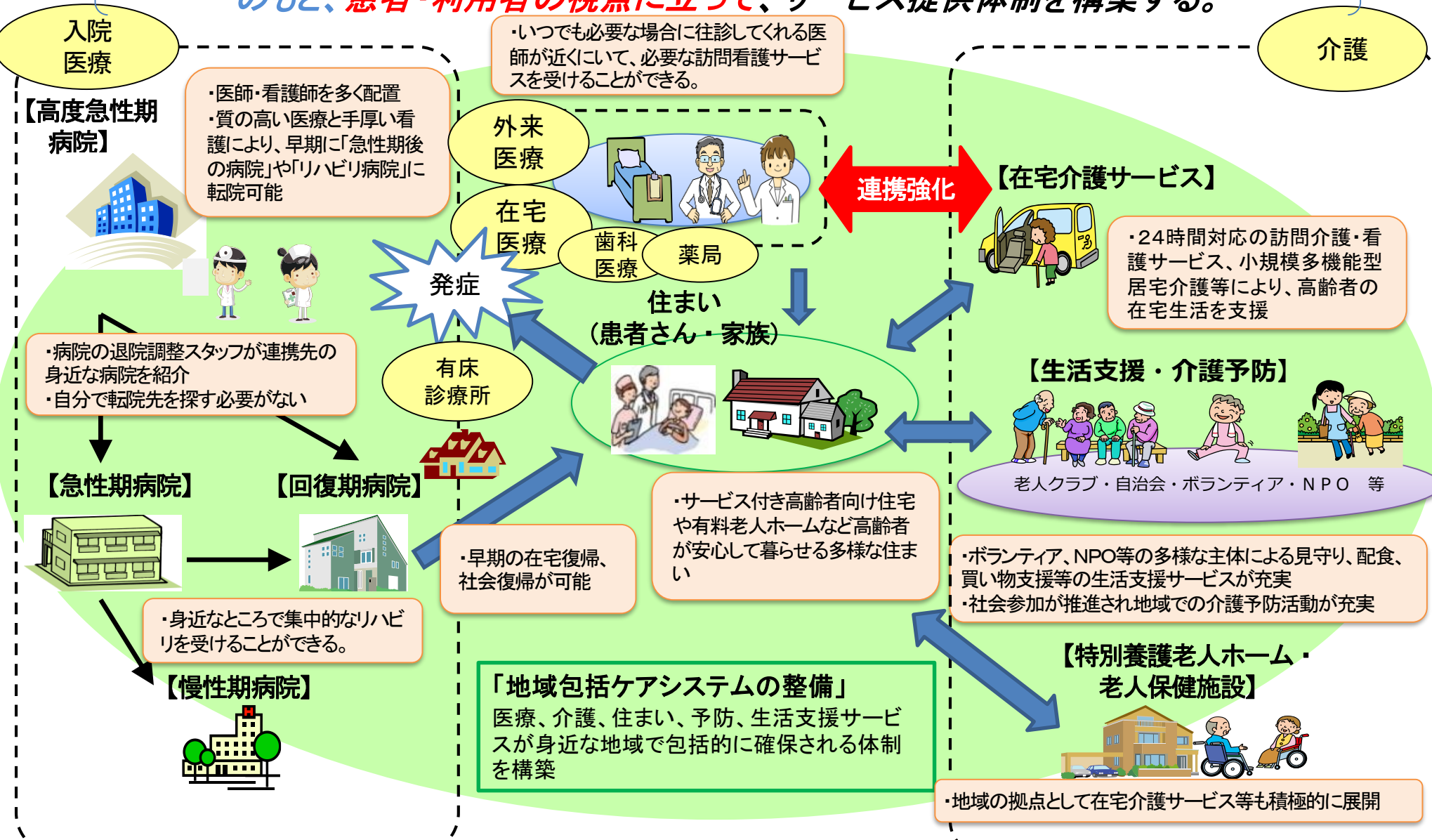
- ・ 歯科衛生士が予防処置を実施する際には、歯科医師の指導の下に行うこととし、「直接の」指導までは要しないこととする

各医療従事者が専門性を発揮しつつ連携

患者の状態に応じた適切な医療を提供

地域における医療・介護の総合的な確保を図るための改革

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員その他の専門職の積極的な関与のもと、患者・利用者の視点に立って、サービス提供体制を構築する。



2. 特定行為に係る看護師の研修制度の概要

制度創設の目的

- 2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書^{注1)}により、一定の診療の補助を行う看護師を養成し、確保していく必要がある。
- このため、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことが、本制度創設の目的である。

注1) 手順書: 医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるためにその指示として作成する文書。
看護師に診療の補助を行わせる『患者の病状の範囲』及び『診療の補助の内容』その他の事項が定められているもの。

注2) 特定行為: 診療の補助であって、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる38行為。

- 現行と同様、医師又は歯科医師の指示の下に、手順書によらないで看護師が特定行為を行うことに制限は生じない。
- 本制度を導入した場合でも、患者の病状や看護師の能力を勘案し、医師又は歯科医師が直接対応するか、どのような指示により看護師に診療の補助を行わせるかの判断は医師又は歯科医師が行うことに変わりはない。

指定研修修了者の把握方法

厚生労働省が指定研修機関から研修修了者名簿の提出を受ける。

制度の施行日

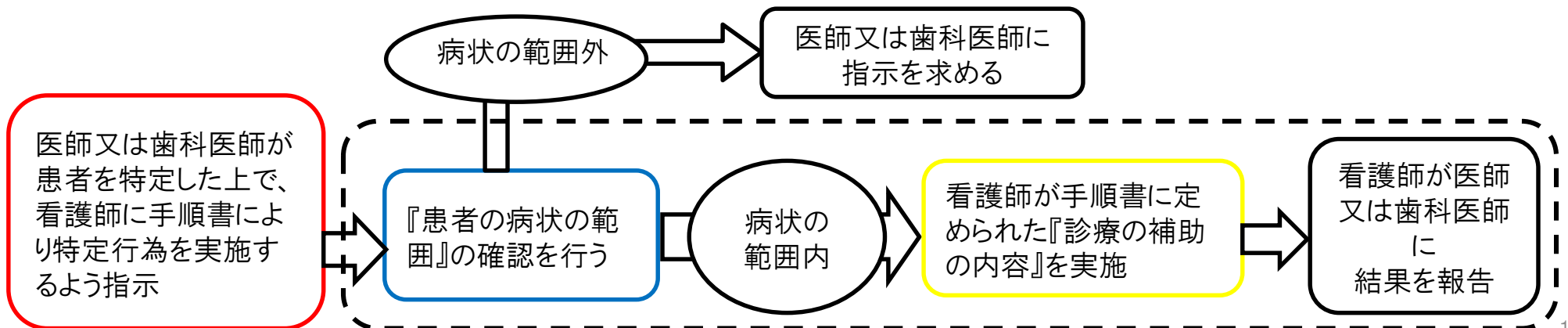
平成27年10月1日

保健師助産師看護師法(抄)

(昭和23年法律第203号)(平成27年10月1日施行)

第三十七条の二

特定行為を手順書により行う 看護師は、
指定研修機関において、
当該特定行為の特定行為区分に係る
特定行為研修を受けなければならない。



看護師の業務範囲に関する法的整理

赤枠: 医師の業務

青枠: 看護師の業務

(黒枠内は主治医の指示を必要とする業務、茶色枠内は主治医の指示を必要としない業務)

医業 (医師法第17条)

看護教育水準の向上、医療用器材の進歩、医療現場における実態との乖離等の状況を踏まえて見直し

静脈注射
(昭和26年9月)

静脈注射
(平成14年9月)

特定行為

- ・薬剤の投与量の調節
- ・救急医療等における診療の優先順位の決定
(平成19年12月)

診療の補助 = 主治医の指示を必要とする行為

(保助看法第5条、第37条)

- ・診療機械の使用
- ・医薬品の授与
- ・医薬品についての指示
- ・その他医師・歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為

療養上の世話

(保助看法第5条)

特定行為の実施の流れ（例）

◆ 研修を受けるとこのようになります

（脱水を繰り返すAさんの場合）

研修
受講前

医師

Aさんの診察後、脱水症状があれば連絡するよう看護師に指示



看護師

Aさんを観察し、脱水の可能性を疑う



看護師

医師にAさんの状態を報告

医師

医師から看護師に点滴を実施するよう指示

看護師

点滴を実施

看護師

医師に結果を報告

研修
受講後

医師

Aさんを診察後、手順書により脱水症状があれば点滴を実施するよう看護師に指示

看護師

Aさんを観察し、脱水の可能性を疑う

手順書に示された



手順書によりタイムリーに

症状の範囲内



点滴を実施

医師に結果を報告

症状の範囲外

医師に報告

①特定行為及び特定行為区分

特定行為

特定行為は、診療の補助であって、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるものとして別紙に掲げる38行為であること。

(改正後の法第37条の2第2項第1号、特定行為研修省令第2条及び別表第1関係)

特定行為区分

特定行為区分は、特定行為の区分であって、別紙のとおり21区分であること。

(改正後の法第37条の2第2項第3号、特定行為研修省令第4条及び別表第2関係)

【別紙】特定行為及び特定行為区分(38行為21区分)

特定行為区分	特定行為
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
	人工呼吸器からの離脱
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	気管カニューレの交換
循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理
	一時的ペースメーカーリードの抜去
	経皮的心肺補助装置の操作及び管理
	大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整
心嚢ドレーン管理関連	心嚢ドレーンの抜去
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及び設定の変更
	胸腔ドレーンの抜去
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去(腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。)
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
	膀胱ろうカテーテルの交換
栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連	中心静脈カテーテルの抜去
栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入

特定行為区分	特定行為
創傷管理関連	褥(じょく)瘡(そう)又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
	創傷に対する陰圧閉鎖療法
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血
	橈骨動脈ラインの確保
透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	脱水症状に対する輸液による補正
感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	利尿剤の投与量の調整
	抗けいれん剤の臨時的投与
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗精神病薬の臨時的投与
	抗不安薬の臨時的投与
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整

②手順書

手順書は、医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるためにその指示として作成する文書又は電磁的記録※¹であって、次に掲げる事項が定められているものであること。

- (1) 看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲
- (2) 診療の補助の内容
- (3) 当該手順書に係る特定行為の対象となる患者※²
- (4) 特定行為を行うときに確認すべき事項
- (5) 医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制
- (6) 特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法

※¹ 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

※² 当該手順書に係る特定行為の対象となる患者とは、当該手順書が適用される患者の一般的な状態を指し、実際に手順書を適用する場面では、医師又は歯科医師が患者を具体的に特定した上で、看護師に対して手順書により特定行為を行うよう指示をする必要があること。

(改正後の法第37条の2第2項第2号、特定行為研修省令第3条関係)

手順書作成にあたっての留意事項

- 具体的な内容については、記載事項に沿って、各医療現場において、必要に応じて看護師等と連携し、医師又は歯科医師があらかじめ作成する。
- 各医療現場の判断で、当該記載事項以外の事項及びその具体的内容を追加することもできる。

手順書による指示のイメージ

指示

< 指示 >

- ・患者の特定
- ・特定行為を実施する看護師の特定
- ・処方内容
(薬剤に関連する行為の場合)
- ・どの手順書により特定行為を行うのか
ほか

「直接動脈穿刺法による採血」に係る手順書のイメージ

事項	具体的な内容
○当該手順書に係る特定行為の対象となる患者	呼吸状態の変化に伴い迅速な対応が必要となりうる患者
○看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲	以下のいずれかが当てはまる場合 呼吸状態の悪化が認められる(SpO ₂ 呼吸回数、血圧、脈拍等) 意識レベルの低下(GCS●点以下又はJCS●桁以上)が認められる
○診療の補助の内容	病状の範囲に合致する場合は、直接動脈穿刺による採血を実施
○特定行為を行うときに確認すべき事項	穿刺部位の拍動がしっかり触れ、血腫がない
○医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制	①平日日勤帯 担当医師又は歯科医師に連絡する ②休日・夜勤帯 当直医師又は歯科医師に連絡する
○特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法	手順書による指示を行った医師又は歯科医師に採血の結果と呼吸状態を報告する(結果が出たら速やかに報告)

(参考) 特定行為に係る手順書例集

厚生労働省ウェブサイト

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-lseikyoku/0000112464.pdf>

③特定行為研修

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修であって、特定行為区分ごとに特定行為研修の基準に適合するもの。

(改正後の法第37条の2第2項第4号、特定行為研修省令第5条並びに別表第3及び別表第4関係)

○ 特定行為研修は、次に掲げる研修により構成される。

共通科目

全ての特定行為区分に共通して必要とされる能力を身につけるための研修

共通科目の合計時間数：315時間

共通科目の内容	時間数
臨床病態生理学	45
臨床推論	45
フィジカルアセスメント	45
臨床薬理学	45
疾病・臨床病態概論	60
医療安全学	30
特定行為実践	45
合計	315

+

区分別科目

特定行為区分ごとに必要とされる能力を身につけるための研修

区分ごとに設定された時間数：15～72時間

(例) 特定行為区分	時間数
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	22
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	21
創傷管理関連	72
創部ドレーン管理関連	15
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	36
感染に係る薬剤投与関連	63

○ 共通科目の各科目及び区分別科目は、講義、演習又は実習により行う。

○ 共通科目の各科目及び区分別科目の履修の成果は、筆記試験その他の適切な方法により評価を行う。

(施行通知第2の5)

特定行為研修の基本理念

- 特定行為研修は、チーム医療のキーパーソンである看護師が、患者及び国民並びに医師及び歯科医師その他医療関係者から期待される役割を十分に担うため、医療安全に配慮し、在宅を含む医療現場において、高度な臨床実践能力を発揮できるよう、自己研鑽を継続する基盤を構築するものでなければならない。

特定行為研修の受講者

- 特定行為研修の受講者としては、概ね3～5年以上の実務経験を有する看護師が想定される。

ただし、これは3～5年以上の実務経験を有しない看護師の特定行為研修の受講を認めないこととするものではない。

- 概ね3～5年以上の実務経験を有する看護師とは、所属する職場において日常的に行う看護実践を、根拠に基づく知識と実践的経験を応用し、自律的に行うことができるものであり、チーム医療のキーパーソンとして機能することができるものである。

特定行為研修の到達目標

- 指定研修機関は特定行為研修の到達目標を設定すること。
- 到達目標の設定にあたっては、以下を参考とすることが望ましい。

特定行為研修の到達目標（施行通知 別紙5）

【共通科目】

- 多様な臨床場面において重要な病態の変化や疾患を包括的にいち早くアセスメントする基本的な能力を身につける。
- 多様な臨床場面において必要な治療を理解し、ケアを導くための基本的な能力を身につける。
- 多様な臨床場面において患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実践する能力を身につける。
- 問題解決に向けて多職種と効果的に協働する能力を身につける。
- 自らの看護実践を見直しつつ標準化する能力を身につける。

【区分別科目】

- 多様な臨床場面において当該特定行為を行うための知識、技術及び態度の基礎を身につける。
- 多様な臨床場面において、医師又は歯科医師から手順書による指示を受け、実施の可否の判断、実施及び報告の一連の流れを適切に行うための基礎的な実践能力を身につける。

【共通科目】

共通科目の内容	時間数	研修方法	評価方法
臨床病態生理学	45	講義・演習	筆記試験
臨床推論	45	講義・演習・実習	筆記試験、各種実習の観察評価
フィジカルアセスメント	45	講義・演習・実習	筆記試験、各種実習の観察評価
臨床薬理学	45	講義・演習	筆記試験
疾病・臨床病態概論	60	講義・演習	筆記試験
医療安全学	30	講義・演習・実習	筆記試験、各種実習の観察評価
特定行為実践	45	講義・演習・実習	筆記試験、各種実習の観察評価

(計315時間)

【区分別科目】

特定行為区分	時間数	研修方法	評価方法
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	22	講義・実習※	筆記試験、実技試験(OSCE)、各種実習の観察評価
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	63	講義・演習・実習※	筆記試験、各種実習の観察評価
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	21	講義・実習※	筆記試験、実技試験(OSCE)、各種実習の観察評価
循環器関連	45	講義・演習・実習※	筆記試験、各種実習の観察評価
心嚢ドレーン管理関連	21	講義・実習※	筆記試験、各種実習の観察評価
胸腔ドレーン管理関連	30	講義・演習・実習※	筆記試験、各種実習の観察評価
腹腔ドレーン管理関連	21	講義・実習※	筆記試験、各種実習の観察評価
ろう孔管理関連	48	講義・実習※	筆記試験、実技試験(OSCE)、各種実習の観察評価
栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連	18	講義・実習※	筆記試験、各種実習の観察評価
栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連	21	講義・実習※	筆記試験、実技試験(OSCE)、各種実習の観察評価
創傷管理関連	72	講義・実習※	筆記試験、実技試験(OSCE)、各種実習の観察評価
創部ドレーン管理関連	15	講義・実習※	筆記試験・各種実習の観察評価
動脈血液ガス分析関連	30	講義・実習※	筆記試験・実技試験(OSCE)、各種実習の観察評価
透析管理関連	27	講義・演習・実習※	筆記試験、各種実習の観察評価
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	36	講義・演習・実習※	筆記試験、各種実習の観察評価
感染に係る薬剤投与関連	63	講義・演習・実習※	筆記試験、各種実習の観察評価
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	36	講義・演習・実習※	筆記試験、各種実習の観察評価
術後疼痛管理関連	21	講義・演習・実習※	筆記試験、各種実習の観察評価
循環動態に係る薬剤投与関連	60	講義・演習・実習※	筆記試験、各種実習の観察評価
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	57	講義・演習・実習※	筆記試験、各種実習の観察評価
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	39	講義・演習・実習※	筆記試験、各種実習の観察評価

※区分別科目の実習は患者に対しての実技を含める。

※OSCE: Objective Structured Clinical Examination (臨床能力評価試験)

研修実施にあたっての留意事項

- 各指定研修機関において必要と考える専門的な内容について、各指定研修機関の判断により特定行為研修の内容に追加することは差し支えない。
- 共通科目の各科目及び区分別科目の時間数には、当該科目の評価に関する時間も含まれる。
- 講義、演習又は実習の具体的な方法は、受講者の準備状況を踏まえ、当該科目に必要な時間数を満たす範囲内で、指定研修機関において適切に設定すること。
- 指定研修機関は、受講者の準備状況を考慮し、研修開始時に能力評価を実施し、各受講者の知識及び技能に応じ補習を行うことが望ましい。

患者に対する実技を行う実習を行う際の留意事項

- 患者に対する実技を行う実習の前には、ペーパーシミュレーション、ロールプレイ、模擬患者の活用、シミュレーターの利用等のシミュレーションによる学習を行うこと。
- 患者に対する実技を行う実習を行う際には、以下のとおり行うことが望ましい。
 - ・1例目は、指導者が行う行為の見学又は手伝い。2例目からは、指導者の指導監督下で行う。次第に指導監督の程度を軽くしていく(指導者の判断で実施)。
 - ・経験すべき症例数は、行為の難度に応じて5例又は10例程度。

<注>

- ・「演習」: 講義で学んだ内容を基礎として、少人数に分かれて指導者のもとで、議論や発表を行う形式の授業。症例検討やペーパーシミュレーション等が含まれる。
- ・「実習」: 講義や演習で学んだ内容を基礎として、少人数に分かれて指導者のもとで、主に実技を中心に学ぶ形式の授業。実習室(学生同士が患者役になるロールプレイや模型・シミュレーターを用いて行う場)や、医療現場(病棟、外来、在宅等)で行われる。ただし、単に現場にいるだけでは、実習時間として算定できない。

※区分別科目の実習は患者に対しての実技を含める。

各科目の評価における留意事項

- 実技試験（OSCE）が必要な区分別科目においては、患者に対する実技を行う実習の前に、実技試験（OSCE）を行うこと。
- 区分別科目における実習の評価は、構造化された評価表（Direct Observation of Procedural Skills（DOPS）等）を用いた観察評価を行うこと。また、構造化された評価表を用いた観察評価では、「指導監督なしで行うことができる」レベルと判定されることが求められる。
- 指導者は、特定行為研修における指導に当たっては、受講者にポートフォリオを利用して評価結果を集積し、自己評価、振り返りを促すことが望ましい。

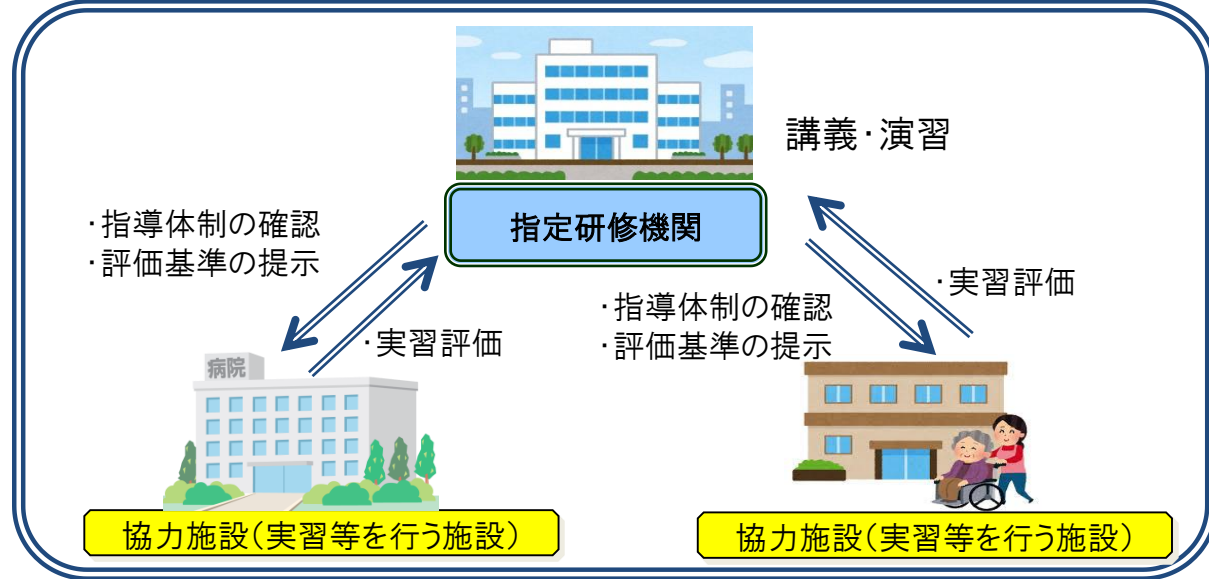
就業しながらでも受講が可能

- 指定研修機関は、協力施設と連携協力し、講義、演習又は実習を行うことが可能。
- 講義・演習は、印刷教材等による授業、メディアを利用した授業など、大学通信教育設置基準(第3条第1項及び第2項)に定める方法で実施することが可能。

<指定研修機関で全てを実施する場合>



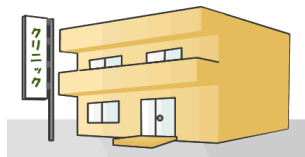
<指定研修機関以外で一部の講義、演習又は実習を実施する場合>



- 実習は、受講生の所属施設等での実施も可能。



病院



診療所



介護老人保健施設



訪問看護ステーション

研修修了の評価

(評価方法)

- 履修の成果は、受講者が当該科目に必要な時間数以上受講していることを確認するとともに、筆記試験等により評価を行う。

(評価を行う体制)

- 実技試験 (Objective Structured Clinical Examination (OSCE)) については、指定研修機関及び実習を行う協力施設以外の医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者を含む体制で行う。
- 筆記試験及び構造化された評価表を用いた観察評価については、指定研修機関及び実習を行う協力施設以外の医師、歯科医師、薬剤師及び看護師その他の医療関係者を含む体制で行うことが望ましい。

研修の一部免除について

○既に履修した共通科目の各科目及び区分別科目については、当該科目の履修の状況に応じ、その時間数の全部又は一部を免除することができる。

- ・指定研修機関において、当該免除の対象となる既に履修した科目が、共通科目の各科目又は区分別科目に合致しているか確認するとともに、必要に応じて修得の程度を確認。

（履修した科目として想定される科目）

- 指定研修機関における特定行為研修の共通科目
- 平成22年度及び平成23年度特定看護師（仮称）養成調査試行事業における研修並びに平成24年度看護師特定能力養成調査試行事業における研修の病態生理学、フィジカルアセスメント及び臨床薬理学、等

○区分別科目について、指定研修機関は、当該特定行為研修に係る特定行為を手順書により行うための能力を有していると認める看護師について、その時間数の一部を免除することができる。

- ・指定研修機関において、通知で示された評価方法により、当該看護師が、特定行為研修に係る特定行為を手順書により行うための能力を有しているか確認。

④指定研修機関

【指定の基準】

指定研修機関は、1又は2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う学校、病院その他の者であって、厚生労働大臣が指定するものをいう。

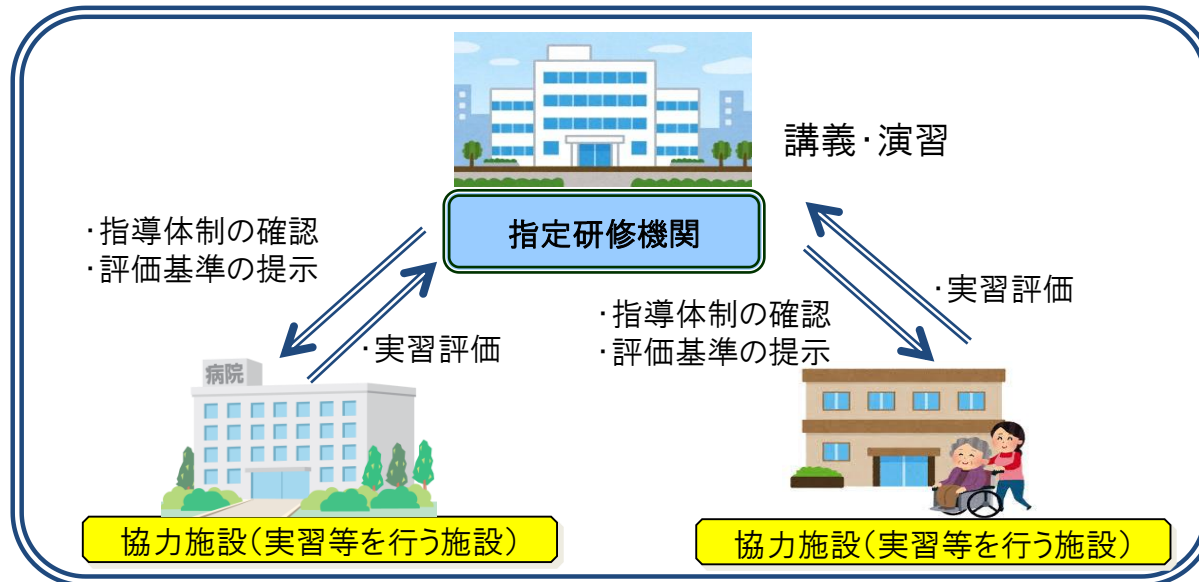
＜指定の基準＞

- (1) 特定行為研修の内容が適切であること。
- (2) 特定行為研修の実施に関し必要な施設及び設備を利用することができること。
- (3) 特定行為研修の責任者を適切に配置していること。
- (4) 適切な指導体制を確保していること。
- (5) 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。
- (6) 実習を行うに当たり患者に対する説明の手順を記載した文書を作成していること。
- (7) 特定行為研修管理委員会を設置していること。

【協力施設と連携協力して特定行為研修を行う場合の体制】

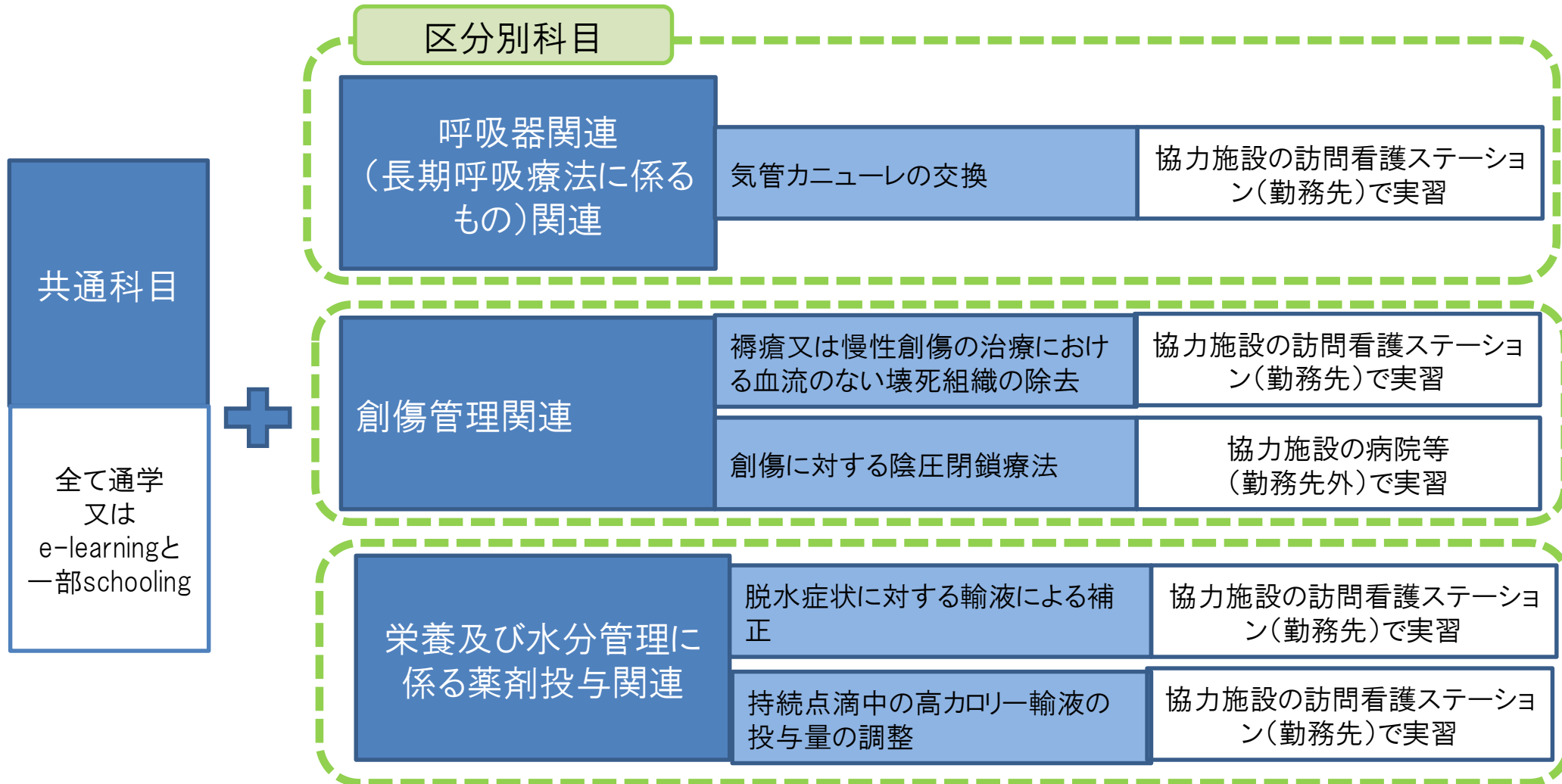
- ・協力施設において、実施責任者を配置
- ・指定研修機関と協力施設との緊密な連携体制を確保
- ・指定研修機関と協力施設との間で、指導方針の共有
- ・関係者による定期的な会議の開催等

＜指定研修機関以外で一部の講義、演習又は実習を実施する場合＞



在宅に係る特定行為研修のイメージ

- 気管カニューレの交換
 - 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
 - 脱水症状に対する輸液による補正
- に関する研修を提供する場合



⑤ 留意事項

- 特定行為以外の医行為と同様に、特定行為の実施に当たり、医師又は歯科医師が医行為を直接実施するか、どのような指示により看護師に診療の補助を行わせるかの判断は、患者の病状や看護師の能力を勘案し、医師又は歯科医師が行う。
- 本制度は、従来の診療の補助の範囲を変更するものではなく、従前通り、看護師は、医師又は歯科医師の指示の下、特定行為に相当する診療の補助を行うことができるが、引き続き、これを適切に行うことができるよう、病院等の開設者等は、人材確保法の規定に基づき、看護師が自ら研修を受ける機会を確保できるようにするために必要な配慮等を講ずるよう努めること。また、看護師は、保助看法及び人材確保の規定に基づき、その能力の開発及び向上に努めること。

○ 特定行為研修を修了した看護師は、実際に患者に対して特定行為を行う前に、当該特定行為を行う医療現場において、安全に行うことができるよう、知識及び技能に関して事前の確認を受けることが望ましい。

また、特定行為を行う医療現場においては、既存の医療に関する安全管理のための体制等も活用しつつ、特定行為の実施に関して以下を行うことが望ましい。

(1)実施開始前に、使用する手順書の妥当性を検討する。

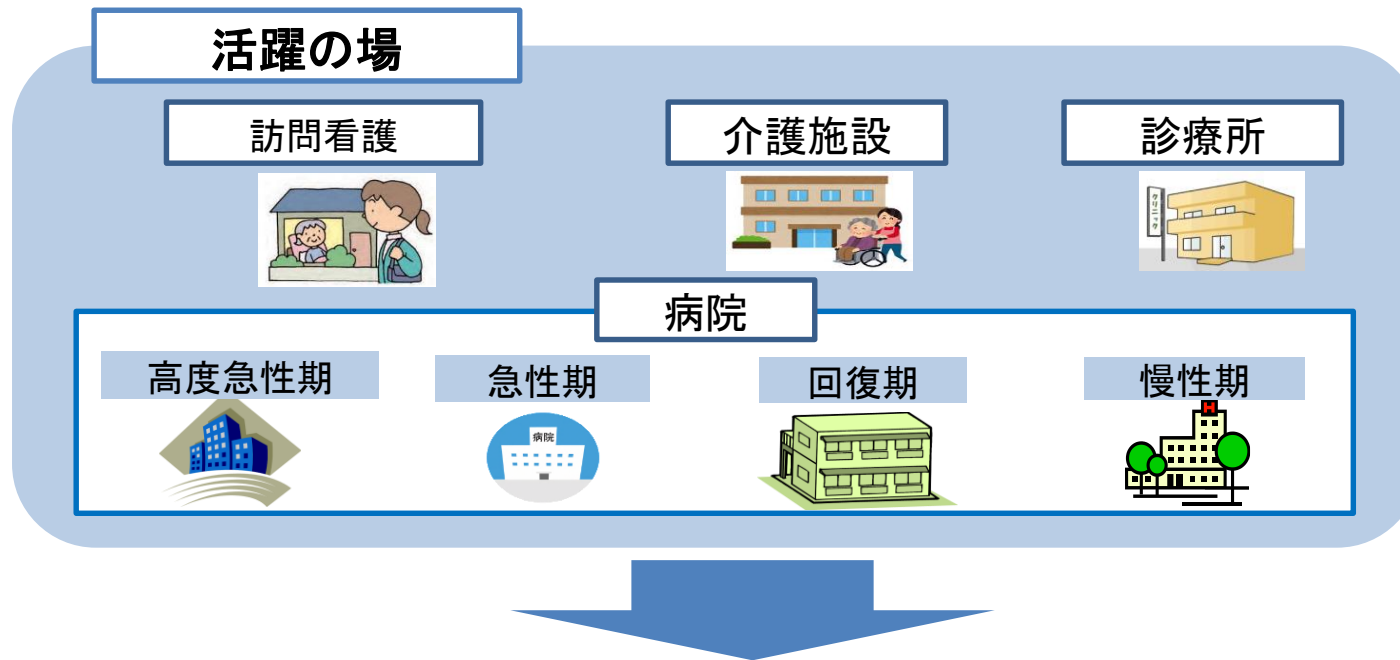
(2)実施後に、定期的に手順書の妥当性の検証や特定行為の実施に係る症例検討等を行う。

○ 特定行為を行う個々の医療現場においては、当該看護師が特定行為研修の修了者であることが、患者、家族、医療関係者等にわかるよう配慮する。

3. 特定行為研修制度に係る現状等

特定行為研修を修了した看護師の活躍のイメージ

- 看護師の特定行為研修制度は、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、今後の急性期医療から在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成することを目的としている。
- 特定行為研修を修了した看護師は、急性期から在宅医療等のさまざまな現場で、患者の状態を見極めて、タイムリーな看護を提供する等の活躍が期待される。



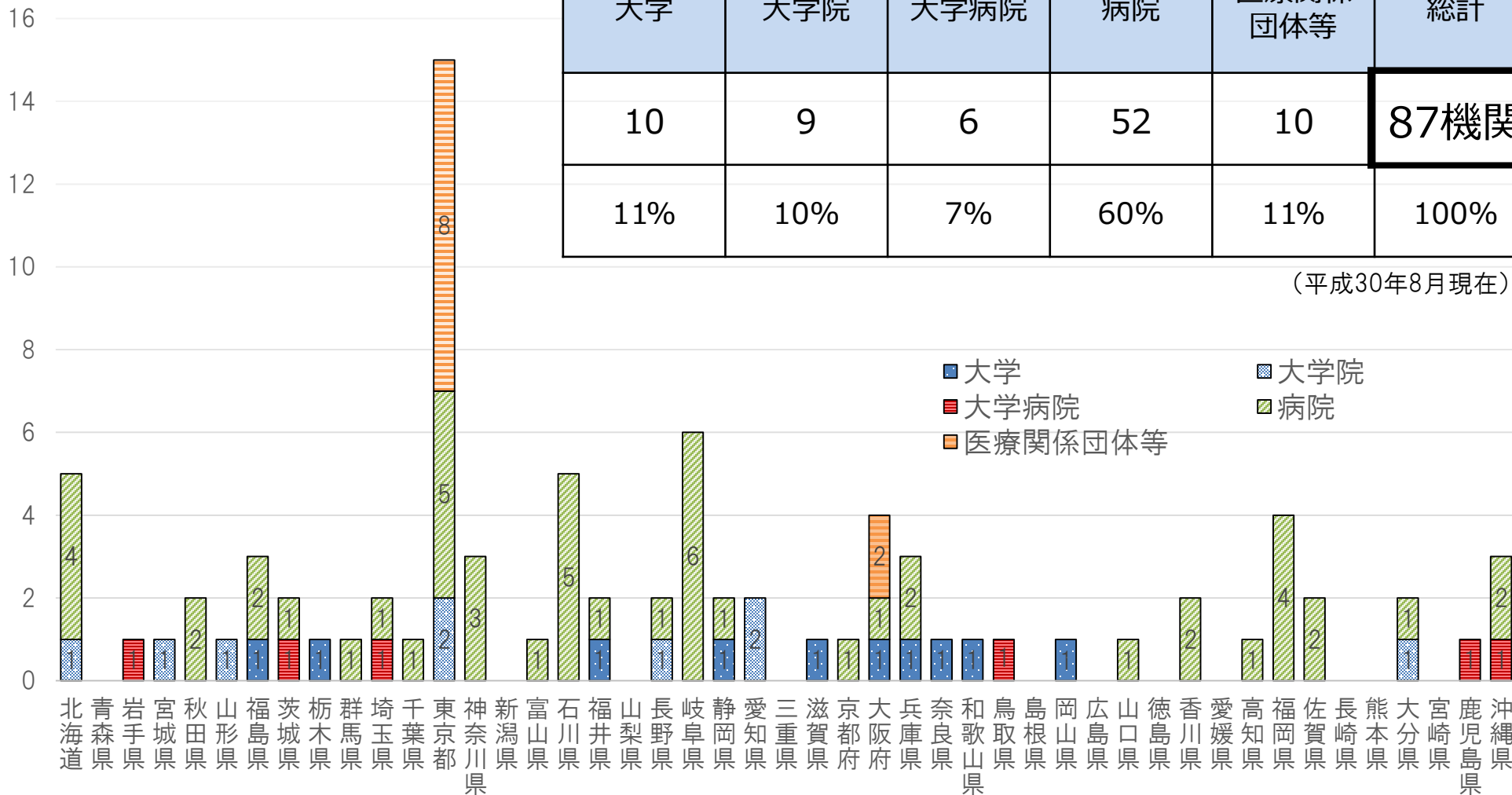
2025年に向けて約10万人以上の養成を目指す

※ 多くの看護師に特定行為研修を受講していただくため、身近な場所で研修を受けられる体制の整備が必要。

特定行為研修を行う指定研修機関の状況

施設の種別別指定研修機関数

都道府県別指定研修機関数



(平成30年8月現在)

施設の種類	大学	大学院	大学病院	病院	医療関係団体等	総計
数	10	9	6	52	10	87機関
割合	11%	10%	7%	60%	11%	100%

看護師の特定行為研修を行う指定研修機関（1 / 2）（36都道府県87機関（2018年8月現在））

所在地	指定研修機関名	区分数	指定日
北海道	旭川赤十字病院	1区分	2018/2/19
	医療法人社団 エス・エス・ジェイ 札幌整形循環器病院	3区分	2018/8/30
	学校法人東日本学園 北海道医療大学大学院看護福祉学研究科看護学専攻	13区分	2015/10/1
	社会医療法人恵和会 西岡病院	1区分	2017/8/2
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部北海道済生会小樽病院	8区分	2018/2/19
岩手	学校法人岩手医科大学 岩手医科大学附属病院高度看護研修センター	7区分	2015/10/1
宮城	学校法人東北文化学園大学 東北文化学園大学大学院健康社会システム研究科健康福祉専攻	21区分	2016/2/10
秋田	秋田赤十字病院	1区分	2018/8/30
	社会医療法人青嵐会 本荘第一病院	1区分	2018/2/19
山形	国立大学法人山形大学 山形大学大学院医学系研究科看護学専攻	16区分	2017/2/27
福島	医療法人平心会 須賀川病院	4区分	2016/8/4
	公益財団法人星総合病院	4区分	2016/2/10
	公立大学法人福島県立医科大学	18区分	2017/2/27
茨城	国立大学法人筑波大学 筑波大学附属病院	14区分	2016/8/4
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 茨城県済生会水戸済生会総合病院	2区分	2018/8/30
栃木	学校法人自治医科大学 自治医科大学	19区分	2015/10/1
群馬	公益財団法人脳血管研究所 附属美原記念病院	1区分	2016/8/4
埼玉	医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院	13区分	2015/10/1
	学校法人埼玉医科大学 埼玉医科大学総合医療センター	7区分	2016/2/10
千葉	社会医療法人社団さつき会 袖ヶ浦さつき台病院看護師特定行為研修センター	3区分	2016/2/10
東京	一般社団法人日本慢性期医療協会	9区分	2015/10/1

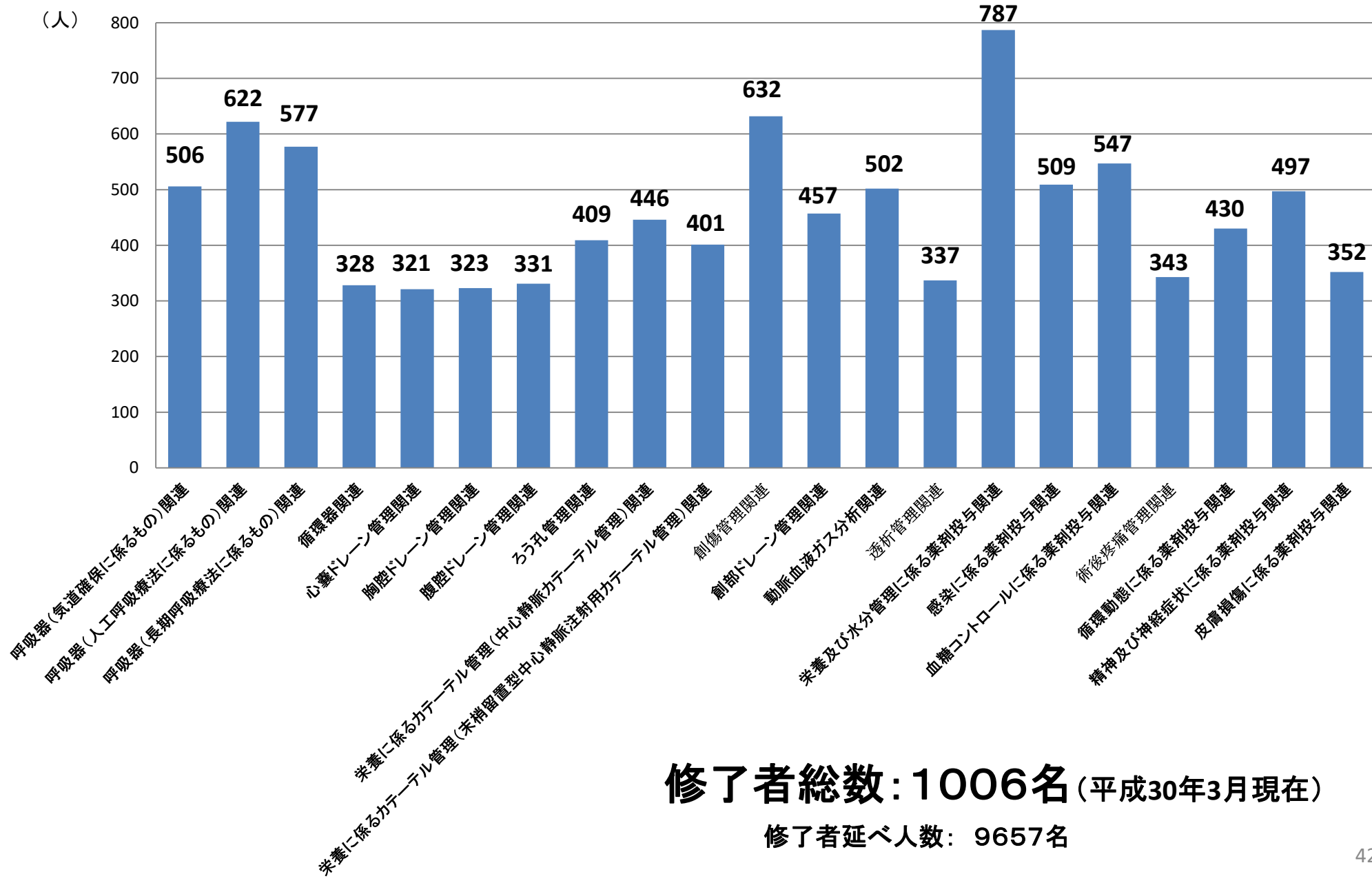
所在地	指定研修機関名	区分数	指定日
東京	医療法人財団慈生会 野村病院	1区分	2018/2/19
	医療法人社団永生会	2区分	2017/8/2
	医療法人社団 明芳会	8区分	2017/2/27
	学校法人青葉学園 東京医療保健大学大学院看護学研究科看護学専攻	21区分	2015/10/1
	学校法人国際医療福祉大学 国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科保健医療学専攻	21区分	2015/10/1
	公益社団法人地域医療振興協会JADECOM-NDC研修センター	21区分	2015/10/1
	公益社団法人日本看護協会	14区分	2015/10/1
	社会医療法人河北医療財団 河北総合病院	3区分	2017/2/27
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会 東京都済生会中央病院	3区分	2017/8/2
	セコム医療システム株式会社	8区分	2017/8/2
神奈川	独立行政法人地域医療機能推進機構	10区分	2017/3/29
	独立行政法人地域医療機能推進機構 東京新宿メディカルセンター	2区分	2016/2/10
	日本赤十字社	5区分	2018/2/19
	武蔵野赤十字病院	5区分	2018/2/19
	医療法人五星会 菊名記念病院	1区分	2017/8/2
富山	医療法人横濱柏堤会 戸塚共立第1病院	1区分	2017/8/2
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 神奈川県済生会横浜市東部病院	9区分	2017/8/2
	医療法人社団藤聖会 富山西総合病院	1区分	2018/8/7
石川	医療法人社団和楽仁 芳珠記念病院	2区分	2017/8/2
	公立能登総合病院	1区分	2017/2/27
	公立松任石川中央病院	4区分	2017/8/2
	国民健康保険小松市民病院	2区分	2017/8/2
	社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院	4区分	2016/8/4

看護師の特定行為研修を行う指定研修機関（2 / 2）（36都道府県87機関（2018年8月現在））

所在地	指定研修機関名	区分数	指定日
福井	学校法人 新田塚学園 福井医療大学	3区分	2016/8/4
	市立敦賀病院	1区分	2018/8/30
長野	伊那中央病院	4区分	2018/8/30
	学校法人佐久学園 佐久大学大学院看護学研究科看護学専攻	8区分	2018/2/19
岐阜	岐阜県厚生農業協同組合連合会 揖斐厚生病院	1区分	2018/8/30
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐北厚生病院	1区分	2018/8/30
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 久美愛厚生病院	1区分	2018/8/30
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 中濃厚生病院	4区分	2018/8/30
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 東濃厚生病院	2区分	2018/8/30
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 西美濃厚生病院	1区分	2018/8/30
静岡	学校法人 聖隷学園 聖隷クリストファー大学	1区分	2018/8/30
	公益社団法人有隣厚生会富士病院	10区分	2018/8/30
愛知	学校法人愛知医科大学 愛知医科大学大学院看護学研究科看護学専攻	21区分	2015/10/1
	学校法人藤田学園 藤田保健衛生大学大学院保健学研究科保健学専攻	21区分	2015/10/1
滋賀	国立大学法人滋賀医科大学	9区分	2016/2/10
京都	医療法人社団洛和会 洛和会音羽病院	7区分	2015/10/1
大阪	社会医療法人愛仁会	11区分	2016/2/10
	公益社団法人 大阪府看護協会	13区分	2018/2/19
	公立大学法人大阪市立大学	5区分	2017/2/27
兵庫	社会医療法人きつこう会 多根総合病院	4区分	2017/2/27
	医療法人社団慈恵会新須磨病院	2区分	2018/8/30
	学校法人兵庫医科大学 医療人育成研修センター	11区分	2017/2/27
奈良	姫路赤十字病院	5区分	2018/2/19
	公立大学法人奈良県立医科大学	10区分	2015/10/1

所在地	指定研修機関名	区分数	指定日
和歌山	公立大学法人和歌山県立医科大学	5区分	2017/2/27
鳥取	国立大学法人 鳥取大学医学部附属病院	5区分	2018/2/19
岡山	学校法人 川崎学園	10区分	2017/2/27
山口	総合病院 山口赤十字病院	2区分	2018/2/19
香川	高松赤十字病院	4区分	2018/2/19
	独立行政法人国立病院機構 四国こどもとおとなの医療センター	2区分	2017/2/27
高知	社会医療法人 近森会 近森病院	2区分	2016/8/4
福岡	医療法人 弘恵会 ヨコクラ病院	1区分	2017/8/2
	社会医療法人 共愛会 戸畑共立病院	1区分	2018/2/19
	社会医療法人雪の聖母会 聖マリア病院	2区分	2017/8/2
	福岡赤十字病院	5区分	2018/8/30
佐賀	社会医療法人謙仁会 山元記念病院	1区分	2018/8/30
	社会医療法人 祐愛会織田病院	1区分	2017/8/2
大分	公立大学法人大分県立看護科学大学 大分県立看護科学大学大学院看護学研究科看護学専攻	21区分	2015/10/1
	社会医療法人敬和会 大分岡病院	2区分	2018/8/30
鹿児島	国立大学法人鹿児島大学 鹿児島大学病院	7区分	2016/8/4
沖縄	医療法人沖縄徳洲会 南部徳洲会病院	2区分	2018/8/30
	国立大学法人琉球大学医学部附属病院	2区分	2018/2/19
	社会医療法人仁愛会 浦添総合病院	2区分	2018/2/19

特定行為研修を修了した看護師数(特定行為区分別)

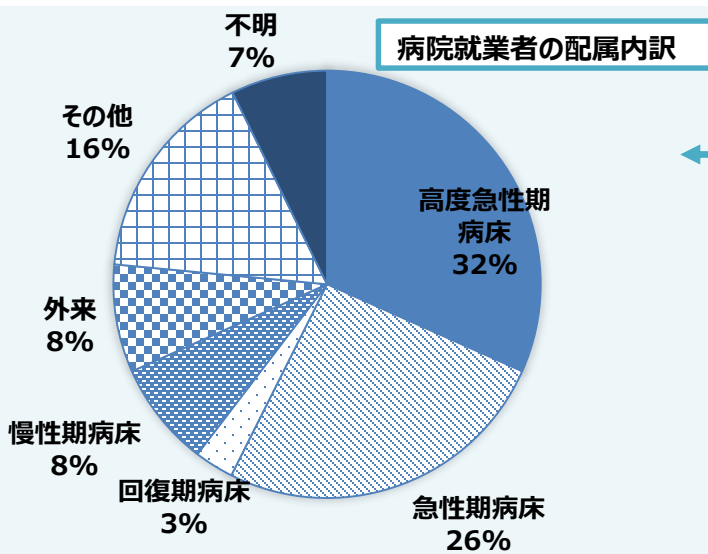
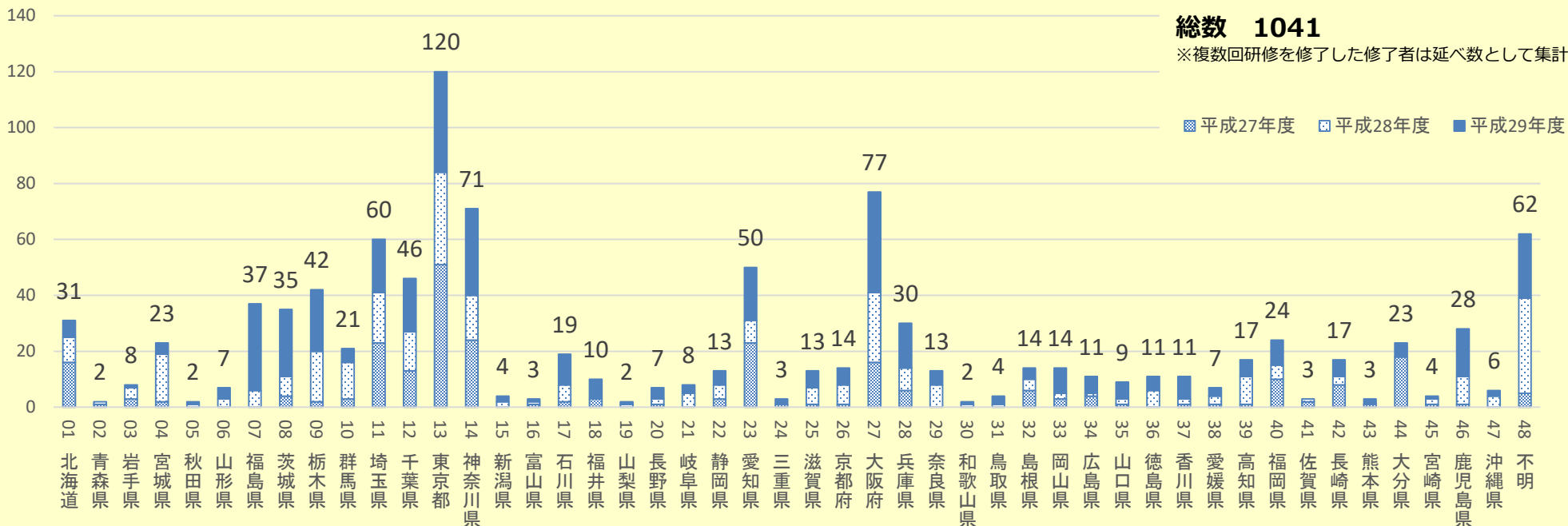


修了者総数: 1006名 (平成30年3月現在)

修了者延べ人数: 9657名

都道府県別 特定行為研修修了者就業状況

(平成30年3月現在 看護課調べ)



【就業場所別修了者数】

就業場所	修了者総数	割合	2017年度修了者	2016年度修了者	2015年度修了者
病院	870	84%	373	270	227
診療所	11	1%	2	4	5
訪問看護ステーション	47	5%	29	14	4
介護施設	15	1%	6	5	4
その他	36	3%	10	8	18
不明	62	6%	23	34	5
総数	1041名	100%	443名	335名	263名

看護師の特定行為研修の研修体制及び研修修了者の状況

【看護師の特定行為研修を行う指定研修機関】

大学病院	6
病院	52
医療関係団体等	10
大学院	9
大学・短大	10
総数	87機関（36都道府県）

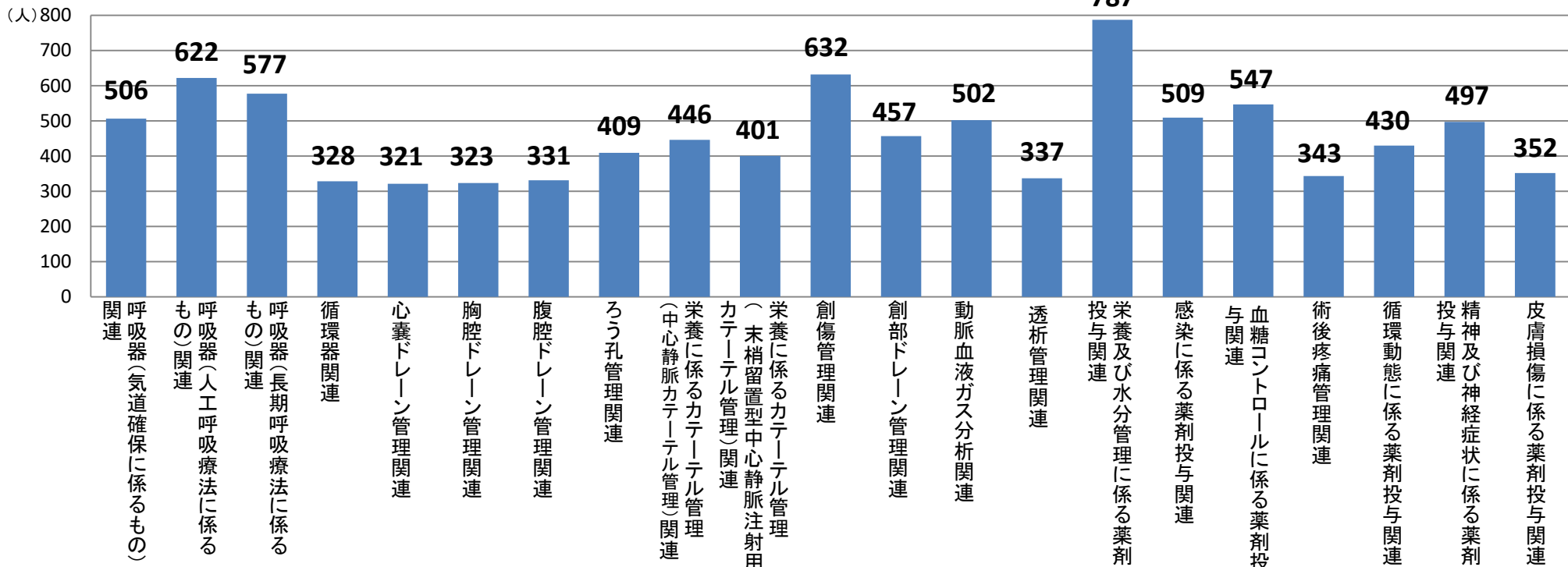
（平成30年8月現在）

【特定行為研修を修了した看護師の数等（就業場所別）】

就業場所	修了者総数
病院	870
診療所	11
訪問看護ステーション	47
介護施設	15
その他	36
不明	62
総数	1041名※（47都道府県）

※複数回研修修了者は延べ人数として集計
出典：看護課調べ（平成30年3月現在）

【特定行為区分別修了者数】修了者総数：1006名（平成30年3月現在）

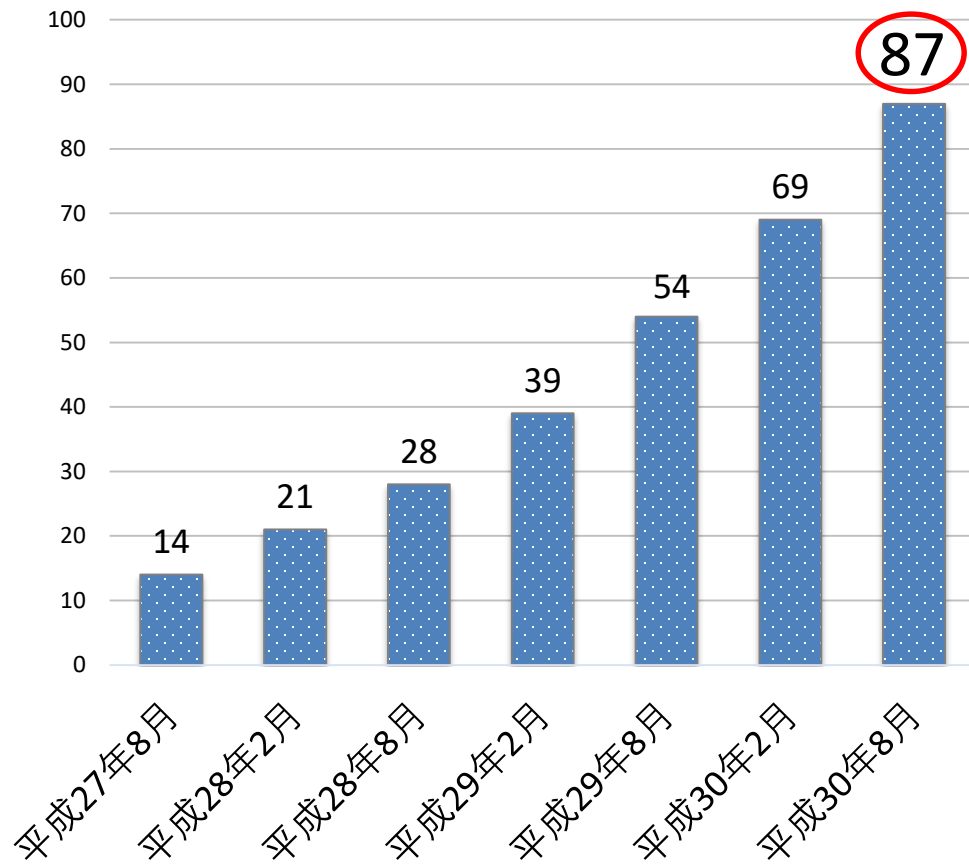


指定研修機関数・研修修了者数の推移

- 特定行為研修を行う指定研修機関は、年々増加しており直近で87機関である。これらの指定研修機関が年間あたり受け入れ可能な人数（定員数）は約1,200人となっている。
- 特定行為研修の修了者数は、年々増加しており直近で1,006名である。 制度施行：平成27年10月1日

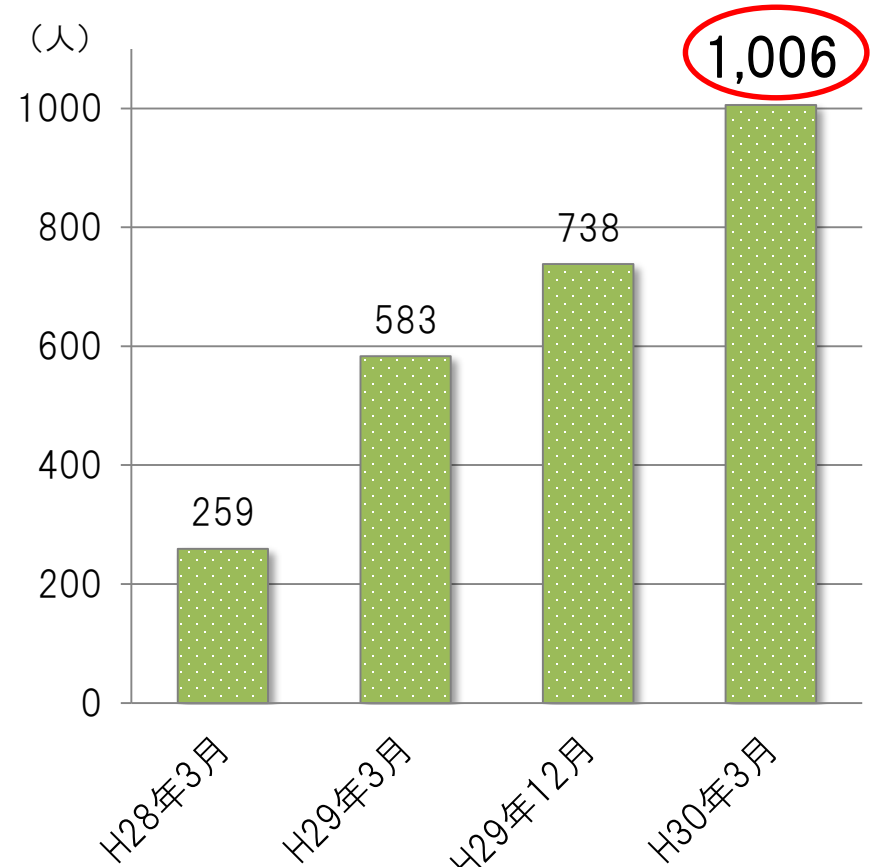
■ 指定研修機関数の推移

(機関)



■ 研修修了者数の推移

(人)

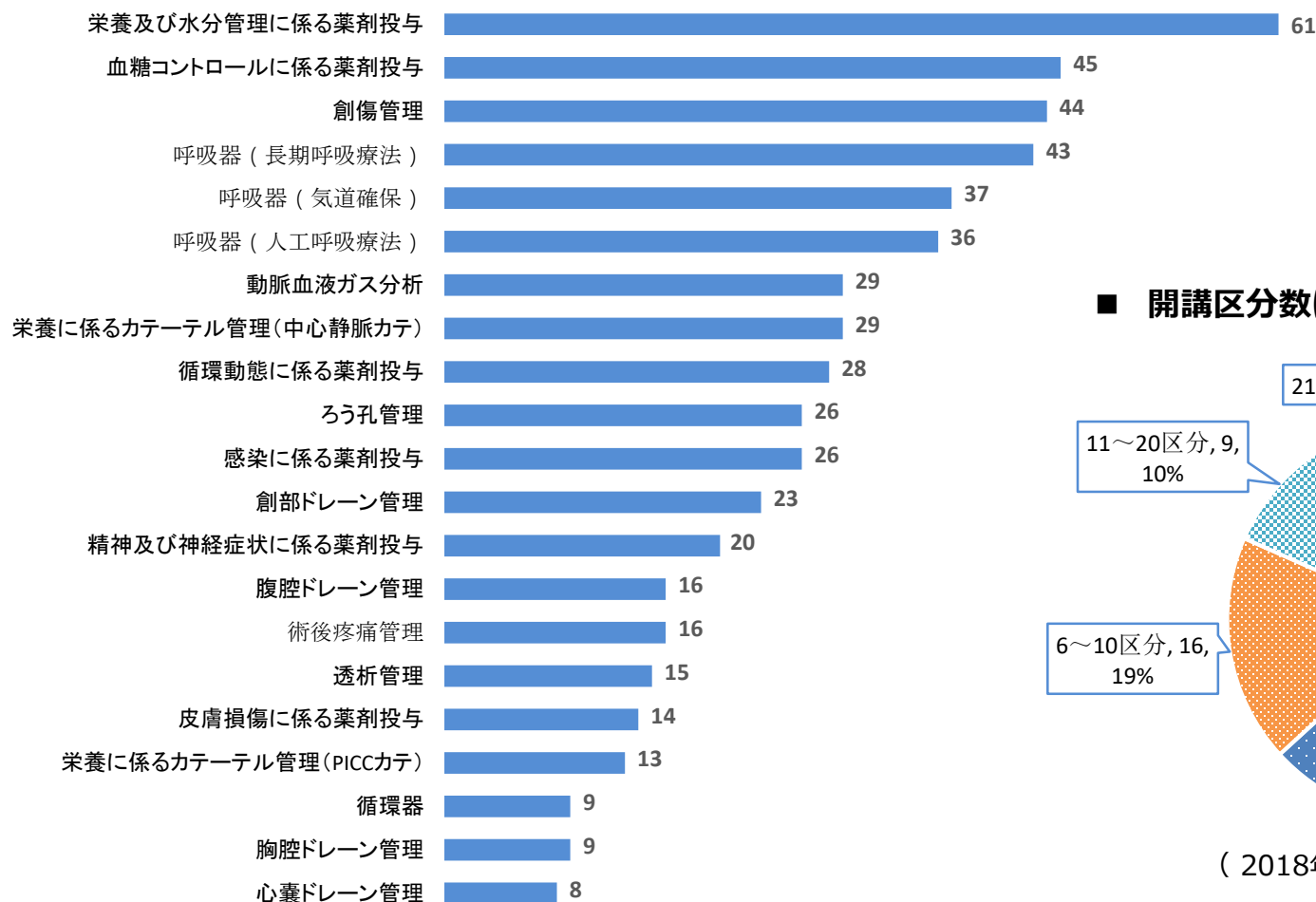


(医政局看護課調べ)

指定研修機関の特定行為区分別開講状況

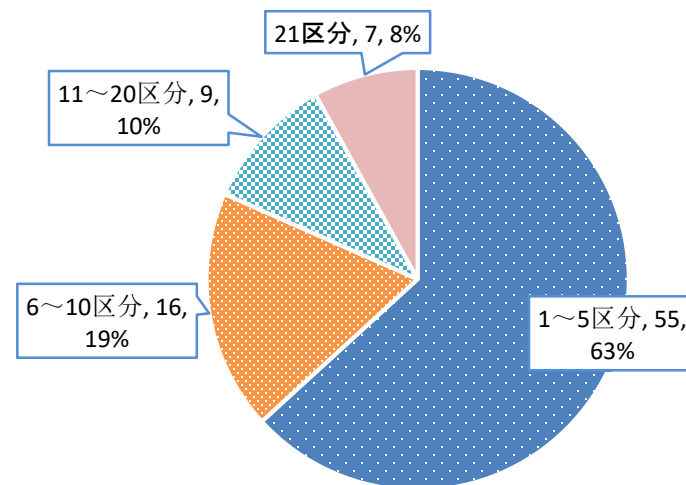
- 特定行為区分別にみると、「栄養及び水分管理に係る薬剤投与」の研修を開講している指定研修機関がもっとも多い。次いで、「呼吸器（長期呼吸療法）」と「血糖コントロールに係る薬剤投与」が多い。
- 開講区分数では1～5区分が約60%でもっとも多い。

■ 各特定行為区分別の研修実施指定研修機関数



■ 開講区分数による指定研修機関数割合

（区分数、機関数、機関数が占める割合）

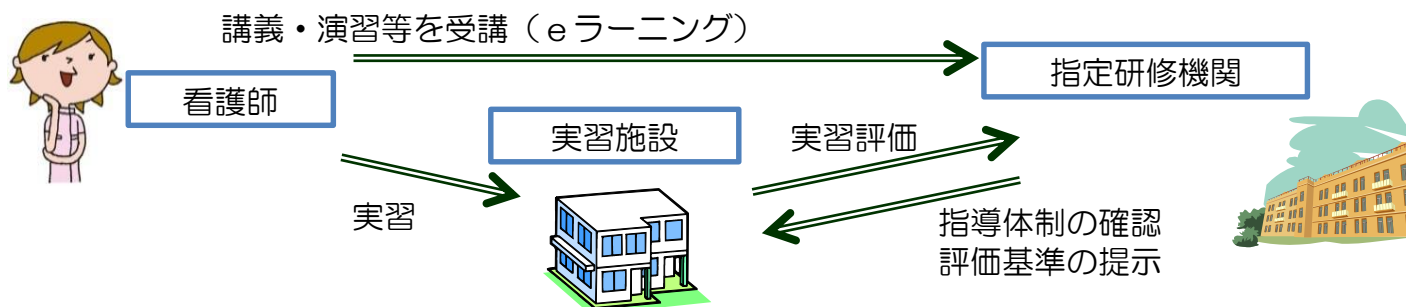


（2018年8月現在：医政局看護課調べ）

指定研修機関におけるeラーニングを活用した研修の実施状況

研修の実施体制等

- 厚生労働大臣が指定する指定研修機関は、協力施設と連携して研修を実施
- 研修は共通科目と区分別科目で構成され、講義、演習又は実習によって実施
- 看護師が就労しながら研修を受けられるよう、
 - ① 講義・演習は、eラーニング等通信による学習を可能としている
 - ② 実習は、受講者の所属する医療機関等(協力施設)で受けることを可能としている



eラーニングの活用状況	指定研修機関数	導入率
共通科目で活用している	79 (87機関中)	90.8%
区分別科目で活用している	56 (87機関中)	64.4%
共通科目で活用している(大学院修士課程を除く)	76 (78機関中)	97.4%
区分別科目で活用している(大学院修士課程を除く)	53 (78機関中)	67.9%

参考資料

特定行為研修省令及び施行通知の構成

(特定行為及び特定行為研修等について)

＜特定行為研修省令＞

第1条 趣旨

第2条 特定行為

第3条 手順書

第4条 特定行為区分

第5条 特定行為研修の基準

第6条 指定の申請

第7条 指定の基準

第8条 特定行為研修管理委員会

第9条 変更の届出

第10条 変更の承認

第11条 報告

第12条 指示

第13条 指定の取消しができる場合

第14条 指定の取り消しの申請

第15条 特定行為研修の修了

第16条 記録の保存

附則

別表第一 特定行為

別表第二 特定行為区分

別表第三 共通科目の内容

別表第四 区分別科目

＜施行通知＞

第1条 特定行為研修省令の趣旨

第2条 特定行為研修省令の内容及び具体的な運用基準

1. 用語の定義

2. 特定行為

(1) 特定行為、(2) 特定行為に係る医道審議会における審議

3. 手順書

(1) 手順書の記載事項、(2) 留意事項

4. 特定行為区分

5. 特定行為研修

(1) 特定行為研修の基準

(2) 特定行為研修の基準に係る医道審議会における審議

(3) 特定行為研修の基本理念

(4) 特定行為研修の到達目標

(5) 留意事項

6. 指定研修機関

(1) 指定研修機関の指定の申請、(2) 指定研修機関の指定の基準

(3) 特定行為研修管理委員会の構成員、……(14) 留意事項

第3条 留意事項

別紙1～7

様式1～7

診療報酬(平成30年度改定)における特定行為研修の評価

評価項目	特定行為研修において該当する区分
<p>■ B001 糖尿病合併症管理料 糖尿病足病変ハイリスク要因を有する入院中の患者以外の患者であって、医師が糖尿病足病変に関する指導の必要性があると認めた場合で医師又は医師の指示に基づき看護師が当該指導を行った場合に、月に1回に限り算定する。 糖尿病合併症管理料の要件である「適切な研修」</p>	以下の2区分とも修了した場合 ○ 創傷管理関連 ○ 血糖コントロールに係る薬剤投与関連
<p>■ B001 糖尿病透析予防指導管理料 糖尿病の患者であって、医師が透析予防に関する指導の必要性があると認めた入院中の患者以外の患者に対して、当該保険医療機関の医師、看護師又は保健師及び管理栄養士等が共同して必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。 糖尿病透析予防指導管理料の看護師の要件である「適切な研修」</p>	○ 血糖コントロールに係る薬剤投与関連
<p>■ C013 在宅患者訪問褥瘡管理指導料 重点的な褥瘡管理を行う必要が認められる患者（在宅での療養を行っているものに限る。）に対して、患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医、管理栄養士、看護師又は連携する他の保険医療機関等の看護師が共同して、褥瘡管理に関する計画的な指導管理を行った場合には、初回のカンファレンスから起算して6月以内に限り、当該患者1人につき2回に限り所定点数を算定する。 在宅患者訪問褥瘡管理指導料の要件である「所定の研修」</p>	○ 創傷管理関連
<p>■ 特定集中治療室管理料1及び2 1回の入院について、当該治療室に入院させた連続する期間1回に限り算定できる。対象となる患者は、次に掲げる状態にあって、医師が特定集中治療室管理が必要であると認めた者。 ア 意識障害又は昏睡 イ 急性呼吸不全又は慢性呼吸不全の急性増悪 ウ 急性心不全（心筋梗塞含む） エ 急性薬物中毒 オ ショック カ 重篤な代謝障害 キ 広範囲熱傷 ク 大手術後 ケ 救急蘇生後 コ その他外傷、破傷風等で重篤な状態 特定集中治療室管理料1及び2の施設基準で求める「集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修」</p>	以下の8区分をすべて修了した場合 ○ 呼吸器（気道確保に係るもの）関連 ○ 呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連 ○ 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 ○ 血糖コントロールに係る薬剤投与関連 ○ 循環動態に係る薬剤投与関連 ○ 術後疼痛関連 ○ 循環器関連 ○ 精神及び神経症状にかかる薬剤投与関連

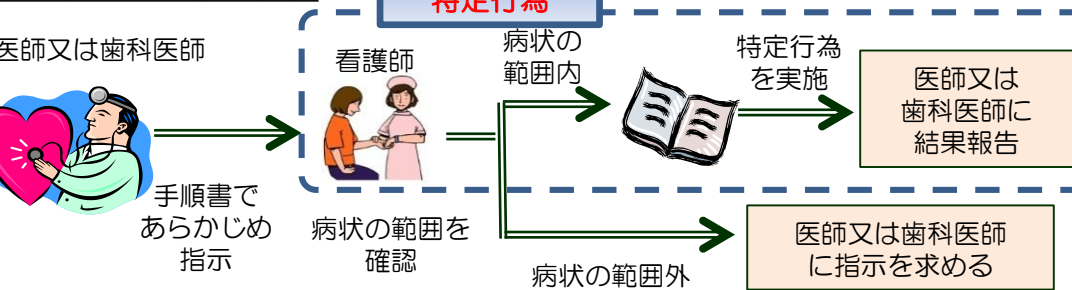
看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

平成30年度予算 346,820千円（平成29年度予算額 403,306千円）

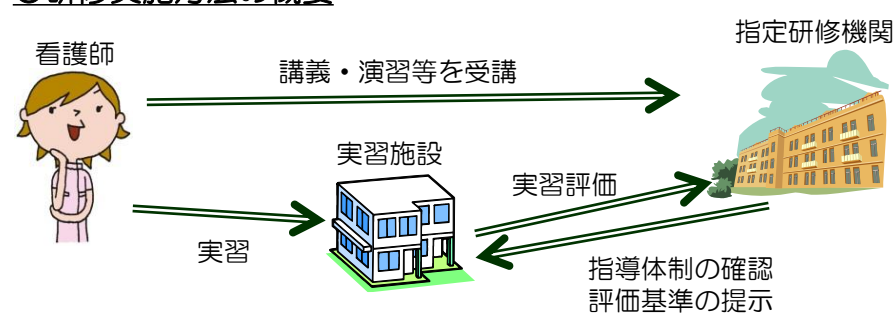
事業目的

- 2025年に向けて更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を計画的に養成するため特定行為研修制度を創設。
- 特定行為研修を修了した看護師を確保するためには、研修を実施する指定研修機関の確保が必要不可欠。
- 特定行為研修制度の円滑な施行・運用のため、指定研修機関の設置準備や運営に対する財政支援を実施。

○「特定行為」の概要



○研修実施方法の概要



事業概要

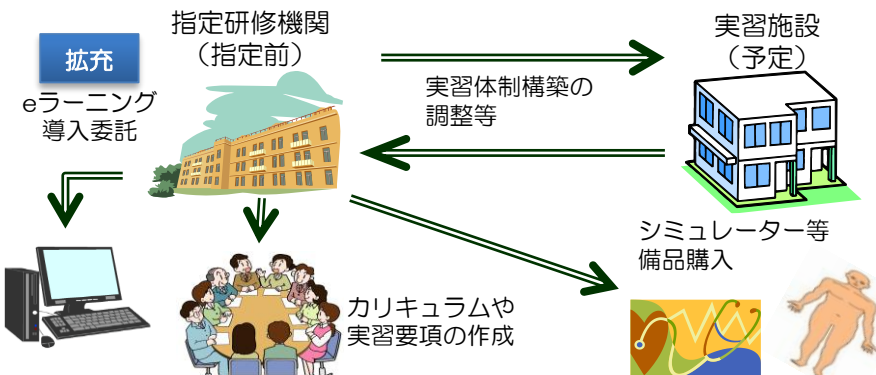
看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

予算 95,102千円（148,864千円）

【1施設あたり基準額 4,468千円（3,766千円）】

指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の設置準備に必要な、カリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。

導入促進支援事業（指定研修機関指定前の補助）



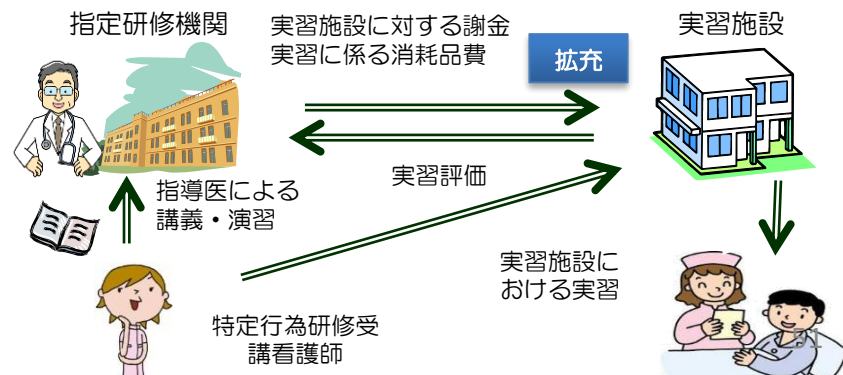
看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

予算 251,718千円（254,442千円）

【1施設あたり基準額 4,954千円（4,414千円）】

特定行為研修を修了した看護師の計画的な確保を図るため、指定研修機関の運営に必要な指導医に係る経費や実習施設謝金、実習に係る消耗品費などの支援を行う。

運営事業（指定研修機関指定後の補助）



看護師の特定行為に係る指導者育成等事業

平成30年度予算 58,088千円（平成29年度予算額 21,540千円）

事業の目的

- 2025年に向けて、更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を計画的に養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 特定行為研修の質を担保しつつ、研修を円滑かつ効果的に実施するためには、指導者や指導者リーダーの育成が重要である。このため、指定研修機関や実習施設における指導者を対象に、制度の内容や指導の方法等、手順書において看護師が行う病状の確認の範囲等について、理解促進を図り、効果的な指導ができる指導者や指導者リーダーの育成を図る。
- また、特定行為研修修了者や指定研修機関数の増加を図るため、現行の特定行為研修制度の実施方式や指定研修機関の負担など、特定行為研修の実態や課題について調査・分析等を行う。

指導者育成事業

- 指導者育成
 - ・目的：特定行為研修の質の担保を図るため、制度の趣旨・内容、手順書、指導方法等の理解を促進し、適切な指導ができる指導者を育成する
 - ・概要：指導者（予定者含む）に対して、指導者講習会を実施（講習会参加者は総数で1,000名程度を想定）
 - ・委託先：公募により選定された団体
 - ・備考：講習会の開催回数、各回の定員及び場所については参加者の利便性を考慮し設定
- 指導者リーダー育成
 - ・目的：指導者講習会を企画・実施する者（リーダー）を育成する
 - ・概要：指導者講習会を実施する事業者を対象に、研修会を実施（研修会参加者数は総数で100名程度を想定）
 - ・委託先：公募により選定された団体

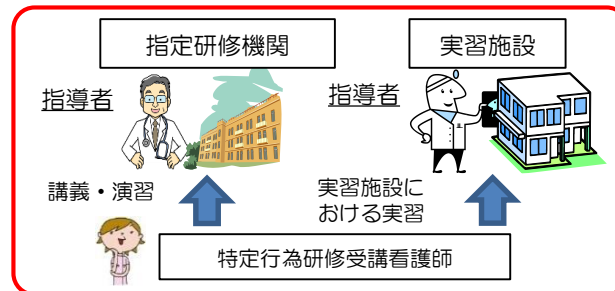
特定行為研修における指導者（主に指定研修機関や実習施設における指導者）向けの研修を行い、特定行為研修の質の担保を図る。



講習会等を
開催



【委託先団体】
指定研修機関や実習施設における
指導者向け講習会の企画、運営、
参加者募集 など



特定行為研修の実態調査・分析等事業

◆調査・分析等の内容

- ・指定研修機関及び協力施設（実習施設）における研修の実施状況や連携体制等に係る実態調査及び分析
- ・指定研修機関の特定行為研修の受講に係る費用負担等に係る実態調査及び分析
- ・指定研修機関及び協力施設（実習施設）における研修準備、研修実施等の各段階の課題把握及び分析
- ・その他研修修了者の活動実態等に係る調査、特定行為研修に係る実態や課題を踏まえた改善策の検討に資する調査及び分析
- ・調査結果の公表・周知 等

◆委託先：公募により選定された団体

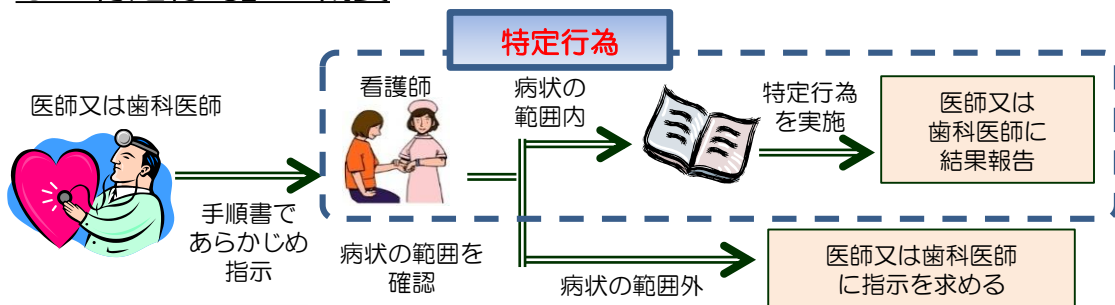
看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業【新規】

平成30年度予算 31,640千円（平成29年度予算額 0千円）
※医療提供体制施設整備交付金 32億円の内数

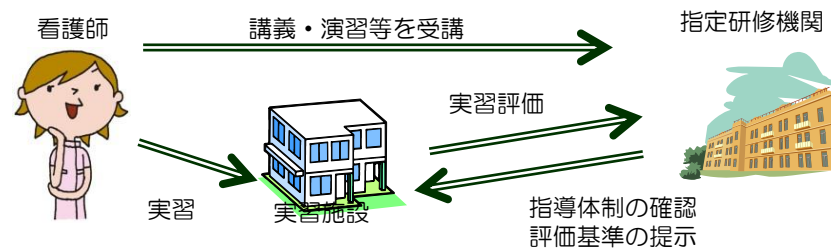
事業目的

- 2025年に向けて更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を計画的に養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 当該研修制度の円滑な実施及び研修修了者を確保するためには、研修を実施する指定研修機関の確保が必要不可欠。
- このため、指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費について支援する。

○「特定行為」の概要



○研修実施方法の概要



事業概要

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費に対する支援を行う。

（補助先）

- ① 厚生労働大臣が定める者。ただし、指定研修機関の指定に係る審査を受けている者に限る。
- ② 指定研修機関

（補助率）

1/2（国：1/2、指定研修機関等：1/2）

一般教育訓練給付金

労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し、雇用の安定等を図るため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受けた場合に、その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を支給するもの。

給付対象者	<ul style="list-style-type: none">● 教育訓練を開始した日に一般被保険者である者● 教育訓練を開始した日が一般被保険者でなくなってから（離職日の翌日）1年以内にある者
基本要件	<ul style="list-style-type: none">● 厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した場合● 教育訓練を開始する日までの通算した被保険者であった期間が3年以上（初めてに限り、1年以上）のとき● 平成26年10月1日以降に教育訓練給付金を受給した場合、前回の教育訓練給付金受給日から今回受講開始日前までに3年以上経過していること
給付金	当該教育訓練に要した費用の20%相当額 (上限10万円)

注：指定研修機関が実施する特定行為研修が、指定講座として、あらかじめ厚生労働大臣の指定を受けている必要がある

【指定講座の指定申請に関する問い合わせ】中央職業能力開発協会

【教育訓練給付金の申請手続きに関する問い合わせ】ハローワーク

特定行為に係る看護師の研修制度に関する事業の実施状況・計画について

(平成28年度実施状況・平成29年度計画)

看護職員の資質の向上に係る研修事業の実施状況及び事業計画の調査 (平成29年6月看護課調べ)

【目的】 都道府県における看護職員を対象とした研修等の事業の取組状況や今後の計画について把握するとともに、本調査の集計結果を各都道府県等に情報提供することで、看護職員の研修及び特定行為に係る看護師の研修制度の一層の推進を図ることを目的とする。

【対象】 都道府県における看護職員を対象とした研修等の事業に係る平成28年度の実施状況及び平成29年度の事業計画。

※ 「看護教員養成講習会事業」、「看護教育継続研修事業」、「院内助産所・助産師外来助産師等研修事業」、「潜在看護職員等復職研修事業」は対象外。

【調査項目】 事業名、事業概要、財源、その他の関連する事項

【結果】 (特定行為に係る看護師の研修制度に関する事業についてのみ抜粋)

		平成28年度実施状況	平成29年度事業計画	
事業実施都道府県数		12府県	20県	
実施事業数		16件	26件 (うち新規事業13件)	
実施財源	地域医療介護総合確保基金	13件 (10府県)	22件 (18府県)	
	地域医療介護総合確保基金以外	3件 (3県)	4件 (3県)	
実施事業内容	受講者の所属施設に対する支援	受講料等の費用	16件 (新規10) 青森県 ¹ 、岩手県 ³ 、宮城県、福島県 ² 、茨城県 ³ 、群馬県 ² 、富山県 ² 、岐阜県 ³ 、静岡県 ³ 、滋賀県 ³ 、奈良県 ³ 、鳥取県 ³ 、山口県 ³ 、徳島県 ³ 、鹿児島県 ² 、沖縄県 ³	
		代替職員雇用の費用	4件 (新規2) 茨城県、和歌山県、島根県、沖縄県	
	指定研修機関に対する支援	研修体制整備等	1件 滋賀県 ¹	
	研修制度の普及促進等	ニーズ・課題等調査	4件 青森県、群馬県 ² 、富山県、岐阜県	2件 (新規1) 岐阜県、熊本県
		症例検討・研修会	2件 群馬県 ² 、大分県 ²	2件 群馬県、大分県
		制度の説明・周知		2件 (新規2) 茨城県、岐阜県

※ <地域医療介護総合確保基金における区分> 1:地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業 2:居宅等における医療の提供に関する事業 3:医療従事者の確保に関する事業

◆ 事業計画例：岐阜県

事業名	事業概要
特定行為研修受講に係る調査	県内の医療機関、訪問看護ステーションを対象に、特定行為研修の受講派遣の有無や今後の予定、受講にあたり受けたい支援などを調査。
「特定行為に係る看護師の研修制度セミナー」事業	看護師の特定行為研修の概要、指定研修機関、研修受講派遣者(施設管理者)と研修修了者による講演・発表を行い、特定行為研修制度の理解促進につなげる。
看護師特定行為研修支援事業費補助金事業	医療機関等に対する特定行為研修の受講に係る経費を補助。

特定行為研修の指導者育成について

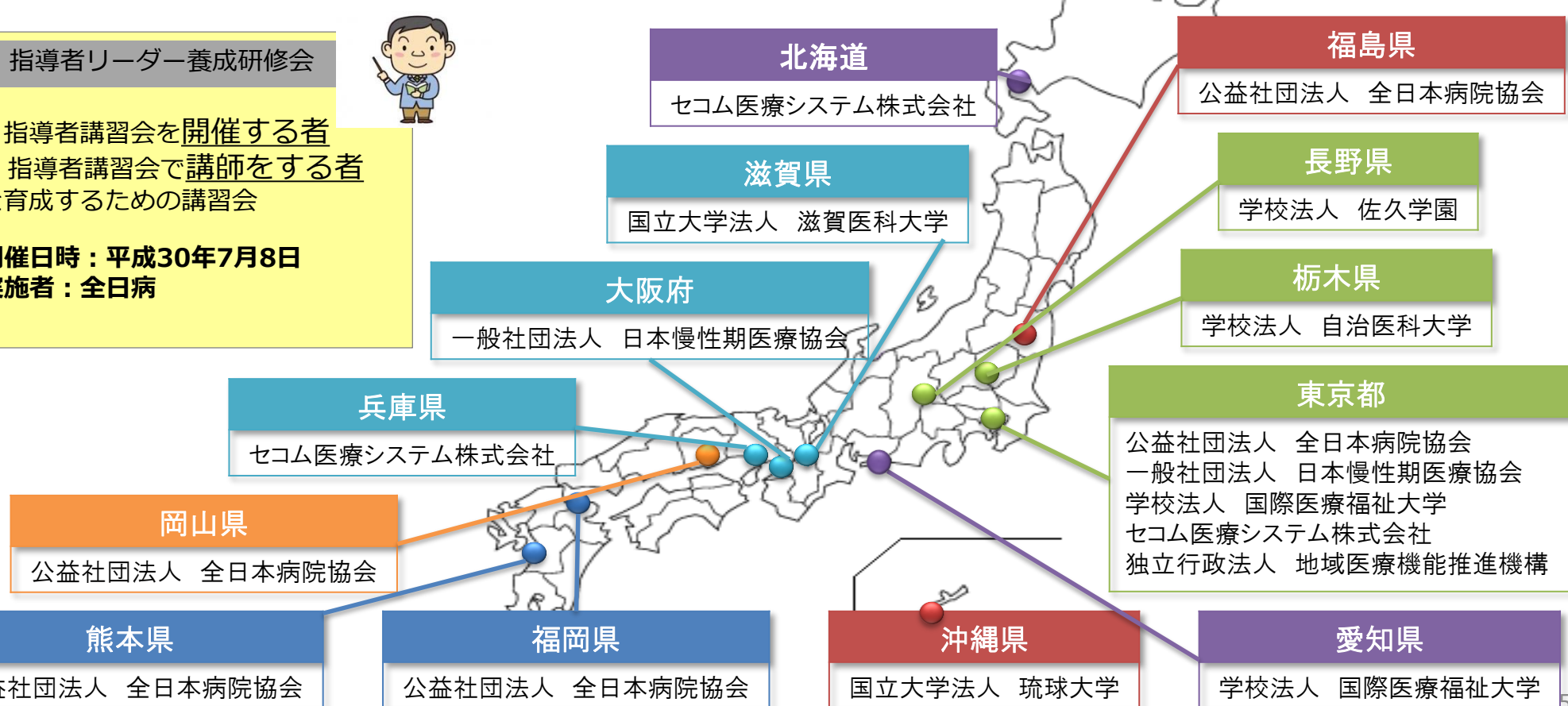
- 特定行為研修の指導者は、特定行為研修に必要な指導方法等に関する講習会を受講していることが望ましいとされている。（「保健師助産看護法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」医政発0317第1号）
- 特定行為研修指導者講習会を開催する場合は、「看護師の特定行為研修にかかる実習等の指導者研修の開催の手引き」を参考にすること。
- 平成30年度の特定行為研修指導者講習会（厚生労働省委託）は、全国13都道府県での開催を予定しているが、開催場所、日時は厚労省HPでご確認ください。

■ 平成30年度 指導者講習会開催場所（予定）

■ 指導者リーダー養成研修会

- ・ 指導者講習会を開催する者
- ・ 指導者講習会で講師をする者を育成するための講習会

開催日時：平成30年7月8日
実施者：全日病



医療計画における看護師の特定行為研修の体制の整備について

医療計画作成指針（抄）

（「医療計画について」の一部改正について」平成29年7月31日医政発0731第4号）

第3 医療計画の内容

5 医療従事者の確保

（2）医師以外の医療従事者の確保について

地域医療支援センター事業等が対象とする医療従事者以外の、例えば以下の職種についても、必要に応じて、その資質向上に関する事項を含め、医療従事者の確保の現状及び目標について、可能な限り具体的に記載する。

【医療従事者の現状及び目標】

- ① 歯科医師 ② 薬剤師
- ③ 看護職員（保健師・助産師・看護師（特定行為研修を修了した看護師を含む。））・准看護師
- ④ その他の保健医療従事者
診療放射線技師、臨床検査技師・衛生検査技師、理学療法士・作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、管理栄養士等
- ⑤ 介護サービス従事者
特に、歯科医師、薬剤師及び看護職員に関する記載に当たっては、以下の観点を踏まえること。

（ア、イ略）

ウ 看護職員については、その確保に向けて、地域の実情を踏まえつつ、看護師等の離職届出を活用した都道府県ナースセンターによる復職支援や、医療機関の勤務環境改善による離職防止などの取組を推進していくこと。また、看護師については、在宅医療等を支える看護師を地域で計画的に養成していくため、地域の実情を踏まえ、看護師が特定行為研修（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修をいう。）を地域で受講できるよう、指定研修機関及び実習を行う協力施設の確保等の研修体制の整備に向けた計画について、可能な限り具体的に記載すること。

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [健康・医療](#) > [医療](#) > [医療分野のトピックス](#)
> **特定行為に係る看護師の研修制度**

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>



ひと、暮らし、みらいのために



ホーム

カスタム検索

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > 医療分野のトピックス > 特定行為に係る看護師の研修制度

健康・医療

特定行為に係る看護師の研修制度

- 施策紹介
- 指定研修機関等について
- 指導者講習会・指導者リーダー講習会
- 指定研修機関の指定等の申請をお考えの方へ
- 関連情報
- 特定行為研修シンポジウム・意見交換会・説明会等

このホームページは、平成27年10月1日に施行された特定行為に係る看護師の研修制度について紹介するものです。

特定行為研修制度
ポータルサイトもご覧ください



看護師の
特定行為研修制度
ポータルサイト

右のアイコンよりクリック→

- トピックス
- 施策紹介
 - [制度に関するQ&A](#)
 - [リーフレットについて](#) 等
- 指定研修機関について
- 指定研修機関の指定の申請をお考えの方へ
 - [指定申請等様式](#)
 - [指定申請等に関するQ&A](#) 等
- 関連情報
 - [医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会](#)
 - [指導者育成事業](#)

健康・医療

健康

食品

医療

医療保険

水道

※地方厚生局のウェブサイトでも
制度のご案内をしています。